

小野町

第3期地域福祉計画

2026年度～2030年度
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

小野町



ONOMACHI

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 地域福祉の考え方について.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画期間.....	4
5 地域福祉に関する国の動向.....	4
第2章 小野町の地域福祉に関する状況	7
1 統計資料からみる現状等と将来人口推計.....	7
2 地域活動関係者・団体等に関する状況.....	12
3 関係団体ヒアリングからみる現状.....	14
第3章 地域福祉計画の基本的な考え方	16
1 基本理念と基本目標.....	16
2 施策の体系図.....	20
第4章 地域福祉計画の施策展開	21
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	49
1 計画策定の背景と趣旨.....	49
2 計画の位置付け.....	49
3 計画の期間.....	49
4 成年後見制度利用促進基本計画に関する制度の主な内容	50
5 基本理念と目標.....	52
6 具体的施策.....	52
第6章 計画の推進・管理	54
1 住民や地域との協働による計画の推進.....	54
2 社会福祉協議会との連携.....	54
3 計画の周知・普及.....	55
4 計画の進行管理、点検・見直し.....	55
資料編	56
1 地域福祉推進協議会委員名簿.....	56
2 用語の解説.....	57

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年の地域福祉を取り巻く環境をみると、人口減少・少子高齢化の進展、ライフスタイル・価値観の多様化及び新型コロナウイルス感染症や物価高騰といった社会情勢の変化に伴い、核家族や一人暮らし世帯が増加する中で、孤独・孤立、老々介護、ダブルケア※、ヤングケアラー※、ひきこもり※、8050問題※、生活困窮世帯の増加、虐待など、生活問題は多様化しています。

また、これらの問題は、高齢者福祉、児童福祉、障がい福祉など各制度の狭間にあるケースや、複数の制度にまたがるケースも多く、地域福祉における課題は複合化・複雑化してきている状況となっています。さらに、地域における住民同士の支え合いや助け合いの重要性が高まる中において、地域コミュニティ※の希薄化や地域活動の担い手不足も大きな課題となっています。

こうした中、国では、性別、出身、障がいの有無などに関わらず、子どもから高齢者まで全ての人々が分野等を超えてつながり、生きがいを持って互いに助け合いながら、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、重層的支援体制の整備や他分野との連携など、各種施策を推進しています。

本町では、令和3年3月に「小野町第2期地域福祉計画」を策定し、「ともに助け合い・支え合い、みんなが笑顔で元気に暮らせる 小野町」を基本理念として、官民連携による地域福祉の推進を図ってきました。

本計画は、社会情勢や課題、取り組みの経緯を踏まえ、地域共生社会の実現とより一層の福祉向上に向け、本町の地域福祉における基本理念や基本目標、各種施策を示し、住民、行政、社会福祉法人やNPO等の民間団体、企業が一体となって地域福祉を推進していくために、その指針となる福祉分野の最上位計画として、新たな「小野町第3期地域福祉計画」を策定するものです。

また、本計画では、認知症や知的障がい等により様々な判断が難しい方に対し、成年後見制度の利用を促進するため、「小野町第1期成年後見制度利用促進基本計画」についても一体的に策定し、両計画の目指す姿「地域共生社会の実現」に向けて取り組むものとしします。

2 地域福祉の考え方について

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、高齢者や子ども、障がいのある方など、誰もが安心して暮らしていくために、家族や友人、隣近所等がつながりを持ち、お互いに助けたり、助けられたりする関係を持続していくことです。

一般に「福祉」という言葉を聞くと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった対象者ごとにわかれた「一部の困っている人に対する支援」などと捉えられますが、地域福祉は、そうした対象者ごとの制度の狭間で、サービスにつながらない課題やニーズを抱えている方々をはじめ、地域で困りごとを抱えている方々の課題をお互いに支え合い、助け合いながら、地域全体で解決していくための活動です。

地域におけるつながりや助け合いの関係性が薄れ、複雑化・複合化した課題が顕在化している今般、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での助け合い・支え合いの関係性・仕組みをつくることが求められています。

(2) 地域福祉の推進に必要な「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するうえでは、「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方が必要です。

町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進することが重要です。

その中でも特に、隣近所や地域の組織など、町民がみんな一緒に地域で活動をする「互助」が重要なポイントになります。

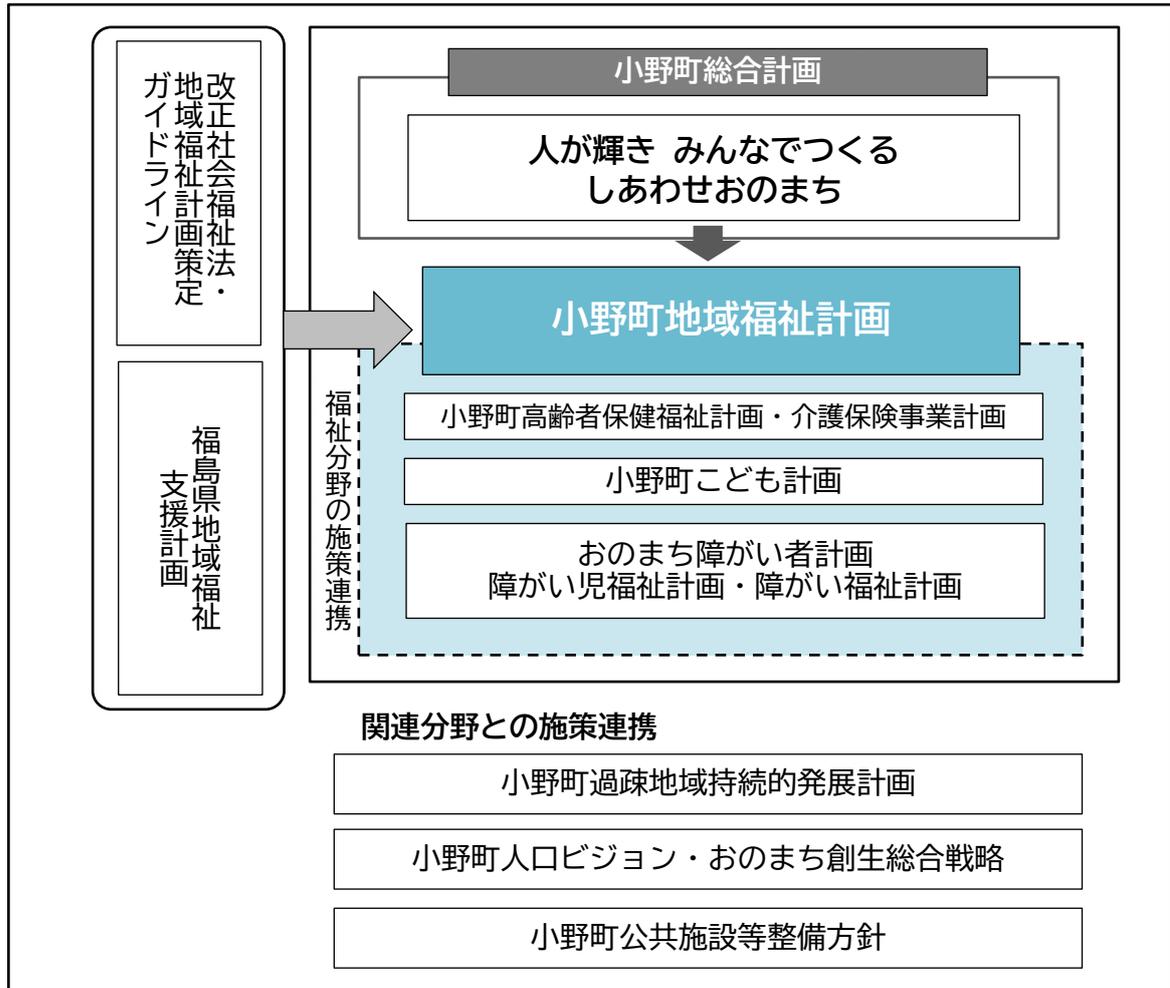
■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

<p>自 助</p>	<p>生きがいづくりや健康づくり、介護予防等、一人ひとりの取り組み（自分で助ける）</p>	<p>互 助</p> <p>近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（互いに助ける）</p>
<p>共 助</p>	<p>介護保険、医療保険、社会保険等の制度化された相互扶助による助け合い（みんなで助ける）</p>	<p>公 助</p> <p>行政が行う高齢・障がい・児童福祉、生活保護などの行政支援（公的機関が助ける）</p>

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法※第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を総合的に定める計画であり、福祉分野における「上位計画」として位置づけるものです。本町における最上位計画である小野町総合計画や関連する個別計画との整合性を図りながら、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定するものです。

■計画の位置付け



4 計画期間

本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。策定後は計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■地域福祉計画と関連計画の期間

	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
小野町総合計画	現行			次期		
小野町地域福祉計画	第2期	第3期				
小野町成年後見制度利用促進基本計画		第1期				
小野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第9期	第10期			第11期	
小野町こども計画 ※子ども・子育て支援事業計画を内包		第1期				第2期
おのまち障がい者計画 障がい児福祉計画・障がい福祉計画	第3期 第7期		障がい者計画・第4期障がい児福祉計画・第8期障がい福祉計画			第5期 第9期

5 地域福祉に関する国の動向

(1) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

2018（平成30）年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となり、国と地方公共団体は、生活上の困難を抱える全ての人を対象とする包括的な支援体制の構築や多職種連携の促進など、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを推進してきました。

2020（令和2）年6月にも社会福祉法が一部改正され、地域福祉の推進は地域共生社会の実現を目指して行わなければならないこと、国及び地方公共団体は、地域生活課題解決に向けて包括的支援体制の整備等必要な措置を講じること、市町村は、①属性を問わない相談支援、②多様な社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の実施等を通じて地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることなどが明記され、「地域共生社会」の実現に向けたより一層の努力が官民ともに求められています。

このような法改正等を受け、2021（令和3）年には市町村地域福祉計画策定のためのガイドラインも改正されており、これらを踏まえた計画内容とすることが求められています。

(2) 生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携

2016（平成28）年8月に「生活困窮者自立支援法」の施行及び「生活困窮者自立支援制度」の導入により、国及び地方公共団体では、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ってきました。

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、2024（令和6）年4月に「生活困窮者自立支援法」が改正され、生活困窮者等の自立の更なる推進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置を講ずることとされています。

(3) 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、財産管理や日常生活等において権利擁護支援を必要とする人を支えるため、2016（平成28）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、2022（令和4）年3月には、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進するため、第二期成年後見制度利用促進基本計画（2022（令和4）年度～2026（令和8）年度）が閣議決定されました。成年後見制度の利用促進を図り、意思決定支援などの取り組みを推進するため、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

(4) 孤独・孤立対策推進法など、孤独・孤立の問題への対策

2024（令和6）年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」等を目指し、国、地方公共団体、支援団体等の連携・協働の推進や支援人材の育成・確保等が規定されました。また、居場所のない若年女性たちの存在の顕在化等を背景に、同月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度の整備が規定されました。

(5) 再犯の防止等の推進

再犯を防止するためには、刑事司法手続のあらゆる段階で継続的にその社会復帰を支援することが必要であるため、2016（平成28）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、市町村においては、再犯防止推進計画の策定が努力義務となりました。2023（令和5）年3月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、国と地方公共団体の役割が明確化された上で、相互の連携による取り組みが推進されています。

■地域福祉に係る主な国の動向

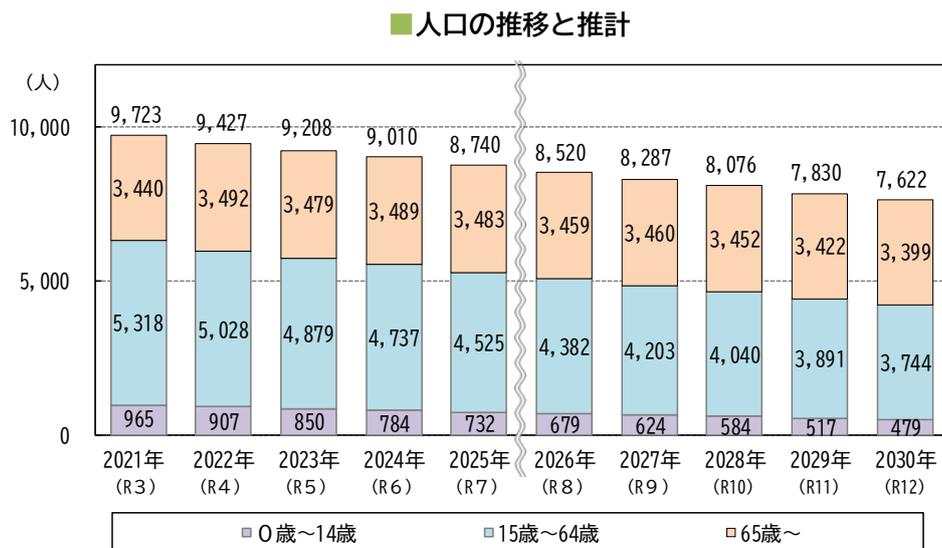
年月	国の動向
平成 28 年 6 月 (2016 年)	<p>■「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。</p> <p>■「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立、施行 市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）の策定が規定されました。</p>
平成 30 年 4 月 (2018 年)	<p>■「改正社会福祉法」が施行 地域福祉推進の理念として、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」旨が明記されました。 また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。</p>
令和 3 年 4 月 (2021 年)	<p>■「改正社会福祉法」が施行 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための一手法として、①属性を問わない相談支援、②多様な社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。 法改正等を受け、同年3月には市町村地域福祉計画策定のためのガイドラインも改正され、これらを踏まえた計画内容とすることが求められました。</p>
令和 4 年 3 月 (2022 年)	<p>■「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 成年後見制度の利用促進を図り、意思決定支援などの取り組みを推進するため、地域連携ネットワークの一層の充実等が推進されました。</p>
令和 5 年 3 月 (2023 年)	<p>■「第二次再犯防止推進計画」閣議決定 国と地方公共団体の役割が明確化された上で、相互の連携による取り組みが推進されました。</p>
令和 6 年 4 月 (2024 年)	<p>■「孤独・孤立対策推進法」が施行 社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取り組みについて、孤独・孤立対策推進本部の設置等について定められました。</p> <p>■「改正生活困窮者自立支援法」が施行 生活困窮者等の自立の更なる推進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置を講ずることとされています。</p>

第2章 小野町の地域福祉に関する状況

1 統計資料からみる現状等と将来人口推計

(1) 人口の推移と推計

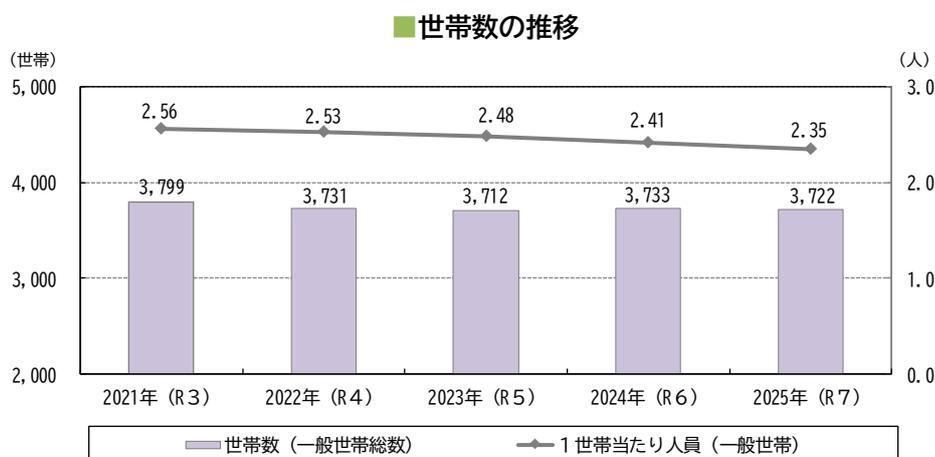
本町の人口は減少傾向が続き、2025（令和7）年には9千人を下回っています。今後もこの傾向は続き、2030（令和12）年には7,622人になると見込まれます。



資料：2021年（R3）～2025年（R7）は住民基本台帳（各年4月1日現在）、
2026年（R8）～2030年（R12）はコーホート変化率法による推計

(2) 世帯の状況

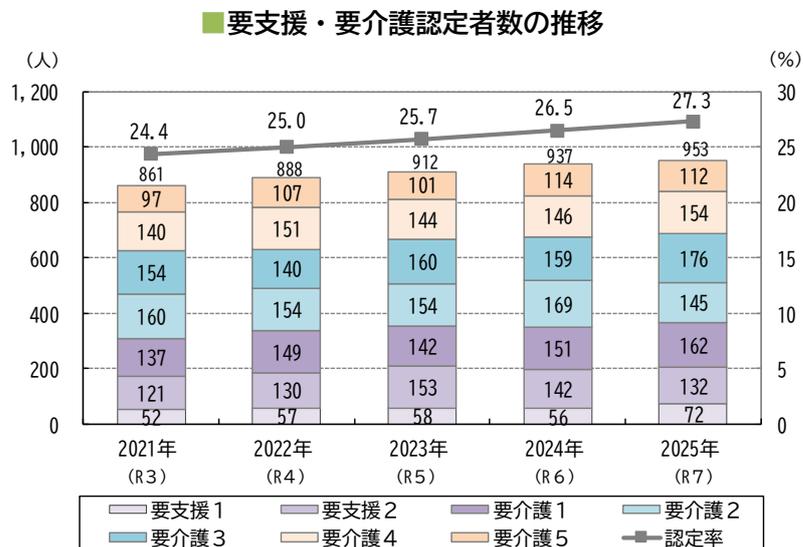
本町の世帯数は、緩やかな減少傾向となっています。また、1世帯当たりの人員が減少していることから、核家族化の傾向が伺えます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

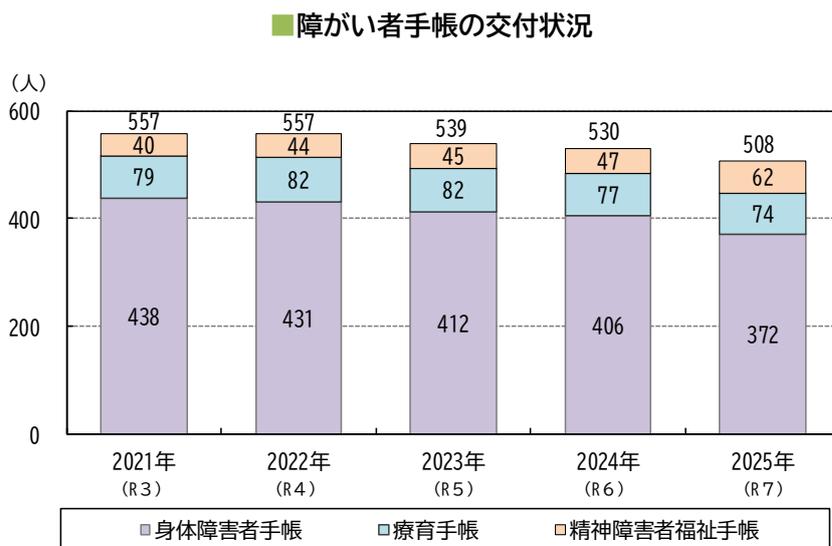
本町の要支援・要介護認定者数の推移をみると、特に要支援1、要介護1・3の認定者数の増加がみられます。



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在/2025年（R7）のみ7月31日現在）

(4) 障がい者手帳交付状況の推移

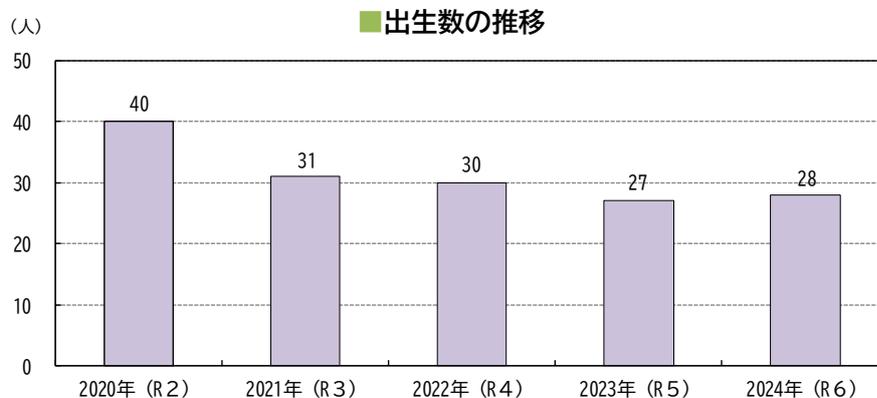
2025（令和7）年度の身体・療育・精神の各障がい者手帳交付件数の合計は508件となり、2021（令和3）年度以降減少傾向にあります。なお、身体障がい者が約7割を占めています。



資料：健康福祉課、住民基本台帳（各年4月1日現在）

(5) 出生数の推移

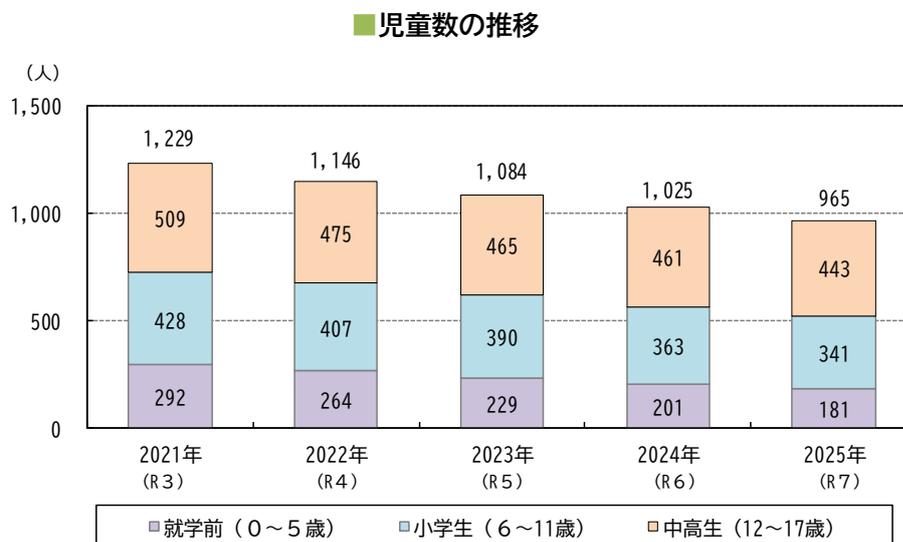
本町の出生数は、2020（令和2）年からの4年間で12人減少し、2023（令和5）年の27人は過去最少となり、少子化が加速している状況です。



資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

(6) 子ども人口の推移

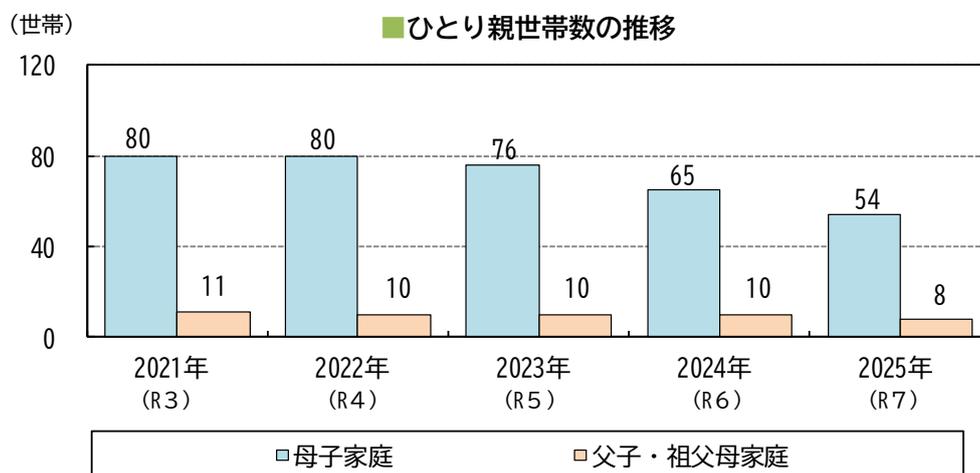
本町の子ども人口は減少傾向が続いており、2021（令和3）年の1,229人から、2025（令和7）年には965人と264人減少し、千人を下回っています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(7) ひとり親世帯数の推移

本町のひとり親の世帯数は2022（令和4）年までは、90世帯台でほぼ横ばいとなっていましたが、2023（令和5）年以降母子家庭は減少し、2025（令和7）年には父子・祖父母等の家庭も減少し、ひとり親の世帯数は減少傾向にあります。

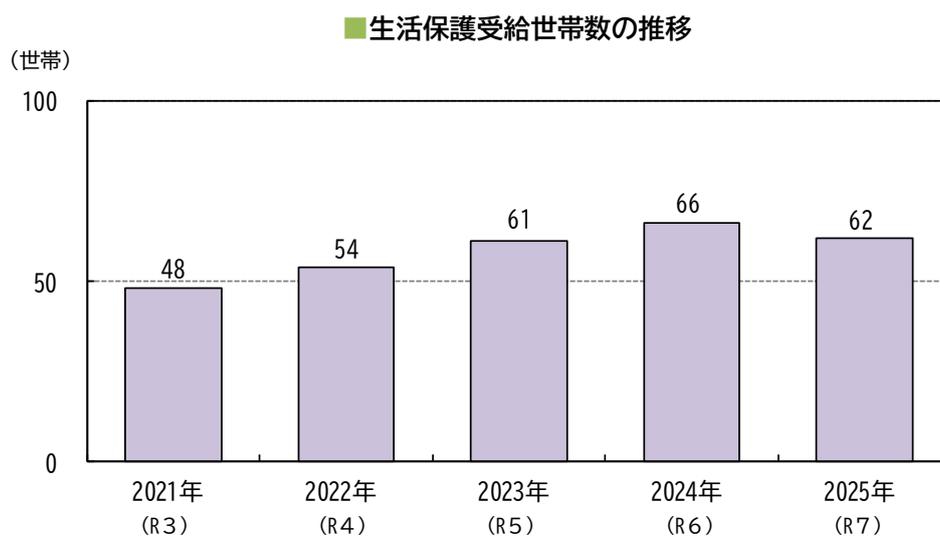


資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(8) 生活保護受給世帯数の推移

本町の生活保護受給世帯数は2022（令和4）年以降50～60世帯台で推移しており、65歳以上の割合が68%を占め、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯となっています。

無年金や年金支給額が少なく、自立した生活が困難となり、生活保護受給に至るのが現状です。



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

(9) 生活困窮者支援の状況

本町では、生活保護の支給決定等を所管する福祉事務所と連携を図りながら、生活困窮に関する相談支援を行っています。生活保護受給者には単身の高齢者が多いため、民生委員・児童委員^{*}に日々の見守りなどの協力を求めています。

また、本町では健康福祉課の相談窓口を中心に、就労支援機関、シルバー人材センター、法律相談窓口、医療機関などの必要な機関と連携しながら、生活保護に至らないまでも、働きたくても働けない人や債務があるなどの理由で困窮している人などに対する相談支援を行っています。

2 地域活動関係者・団体等に関する状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、担当地域でひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けたとき、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手です。2025（令和7）年度では32人の民生委員・児童委員が活動しています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員は2人であり、地区担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育て支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

(2) 行政区長会

行政区は生活に最も身近な住民組織として、地域の福祉、環境、防災など、様々な課題に対応し、地域住民相互の連携と親睦を図っています。2025（令和7）年度では27行政区があります。

近年は、人々の価値観の変化により、家族の形態や生活スタイルなどの世帯状況も複雑化・多様化するなど変容し、行政区未加入世帯の増加、隣近所の人分からない、役員の高齢化や、担い手不足などによって活動が停滞傾向にある地区もみられますが、多くの地区及び行政区では、地域ごとの祭りや行事などを通して、住民相互の絆を深めようと活発に活動しています。

(3) 老人クラブ

老人クラブは、町内の16の単位クラブと、それらをまとめる老人クラブ連合会で構成され、高齢者の生きがいを高め、健康に老後の生活を楽しく豊かにするために活動しています。主な活動としては、閉じこもらずに、健康に気遣い、ニュースポーツなどを取り入れた大会を開催しています。

(4) 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。地域の中で人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護することが望ましいという考えのもと、人権への関心を高めるための啓発活動や人権相談活動を行っています。2025（令和7）年度は4人の人権擁護委員が活動しています。

(5) 防災関係団体

① 消防団

消防団は、2025（令和7）年度において、団員数303人で構成され、常備消防である郡山地方広域消防組合と連携し、消火活動や防災・防火活動を行っています。

② 自主防災組織

自主防災組織は、自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織であり、災害時には現場に最も近いところにいて地域をよく知る自分たちの手で自分たちの命や生活、地域を守るといふ、災害に対する住民の自覚と連帯感に基づくものです。近年の災害リスクの増大と少子高齢化の進展の中で、自主防災組織がより強くなることが求められています。令和2年度は自主防災組織が結成され、身近な地域の防災活動に取り組んでいます。

(6) その他団体

本町で地域のために活動している団体は、ボランティア活動を40年以上も継続している日赤奉仕団「すみれ会」のほか、子育てボランティア、精神保健福祉ボランティア、PTAや婦人会、青少年健全育成協議会などがあります。

ボランティアの育成や新たな加入者の減少、高齢化問題、研修や交流の場が少ないなどの課題があり、地域福祉のためにはボランティア活動の強化が重要となっています。

3 関係団体ヒアリングからみる現状

(1) 調査概要

町民から、日ごろ感じている地域の困りごとや課題、今後必要とされる支援などについて意見を伺い、計画策定の参考とするため、「関係団体ヒアリング」を開催しました。

【実施日時】

第1回 令和7年8月25日(月)10時00分～ 小野町自立支援協議会にて実施

第2回 令和7年8月26日(火)13時30分～ 民生児童委員協議会にて実施

(2) ヒアリング結果

第1回 小野町自立支援協議会でのヒアリング

分野	主な意見・課題
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少により企業の働き手不足が深刻化しており、高齢者や障がいのある方も含めた就労機会の確保が必要。 ・就労選択支援事業の開始に向け、障がい者の支援体制を早期に整備する必要がある。
障がい児・障がい者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に療育機関がなく、町外通所や送迎負担により療育を断念するケースがある。 ・移動支援や障がいヘルパーが不足しており、外出や就労、緊急時の支援が困難。 ・行動障がいのある方の受入施設が少なく、緊急受入体制の整備が求められる。
通学・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の状況に応じた柔軟な送迎・下校支援体制が必要。 ・高等部への通学支援や、ひきこもり傾向のある若者への支援が課題。 ・子育て支援教室（離乳食教室等）への参加が少なく、行政施策への関心の低下が懸念される。
虐待防止・権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待、児童虐待、DVなどの早期発見と通報体制の強化が重要。 ・成年後見制度の仕組みや手続きに関する周知・支援を行い、家族負担の軽減を図る必要がある。
地域連携・体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・障がい・高齢などの分野間で縦割りが強く、分野横断的な連携体制が必要。 ・地域住民やボランティアを含めた支え合いの仕組みづくりを進めるべき。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民の生活面での大きな問題は現時点では見られないが、今後の動向を注視する必要がある。 ・財政的制約の中で「今ある支援をどう活かすか」が重要であり、地域資源の有効活用が求められる。

第2回 民生児童委員協議会でのヒアリング

※高齢福祉部会、社会福祉部会、児童福祉部会に分かれ、それぞれのテーマに基づき協議を行った。

部会	主な意見・課題
高齢福祉部会 テーマ：高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・課題として「お金」「病気」「老々介護」「交通手段」等のワードが挙げられた。特に「老々介護」と「交通手段」について、自助・互助・公助の観点から整理。 自助：ウォーキングや体操など健康維持に努めることが大切であり、家族との連携を密にすることが重要。 互助：買い物・通院支援に有償ボランティアを活用する必要がある。社会福祉協議会の「支え合い事業」等の活用も有効。 公助：町による送迎サービスや福祉・巡回タクシーの運行、移動販売による買い物支援が求められる。 ・町がリーダーシップを発揮し、地域団体と連携して地域の実情に合った支援体制を構築することが必要。
社会福祉部会 テーマ：生活困窮、 成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活困窮者」「成年後見制度」「ひきこもり」を中心に意見交換を実施。 生活困窮者：支援が必要な人の把握が難しく、民生委員でも状況を十分に把握できないケースがある。 成年後見制度：制度の周知が進んでおらず、必要な手続きがわからない。 ひきこもり：外出できる人もいれば、社会的な交流を断つ人もおり、実態把握と支援方法の検討が課題。
児童福祉部会 テーマ：児童、子 育て世帯、妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を「交流」「少子化」「見守り」の3点に整理。 交流：コロナ禍や個人情報保護の影響で交流機会が減少。子ども会や地域行事の縮小によりつながりが希薄化している。 少子化：地区の子ども数の減少や母子家庭の負担増が課題。地域行事を通じた関係づくりの機会確保も重要である。 見守り：登下校時の安全確保や放課後の居場所づくりなど、地域全体での見守り体制が求められる。 ・今後は、町公式LINEでの情報発信、子ども教室・見守り活動の実施、ラジオ体操や子ども食堂の活用など、交流と見守りを組み合わせた取り組みを推進することが考えられる。 ・子どもの減少により従来の活動が縮小しており、行政と地域が連携して子どもを地域全体で見守る体制づくりが重要である。

第3章 地域福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

健康は生活の基盤であり、健康の維持・増進は町民すべての願いです。みんなが健康で長生きをして、元気な地域社会をつくる必要があります。特に高齢化が進む中で、ずっと自分らしくいきいきと、この町で暮らせるよう、誰もが健康寿命*を延ばすことは町が求める理想像です。

また「福祉」という言葉には、「さいわい・幸福」という意味があります。家庭の幸福は私たちの願いです。安心して暮らせ、みんなの笑顔があふれる地域社会の実現は町全体の願いでもあります。

そこで、私たちの健康や家庭の幸福を実現するため、町民がともに助け合い、ともに支え合うまちづくりを進めていきます。健康づくりはひとりよりみんなで取り組むことにより継続性を確保し、効果を得ることができます。また、家庭での子育てや高齢者・障がい者への支援は、核家族化の進展など家庭生活が変化する中で、町民と地域・行政がそれぞれの役割分担の中で協働作業を進め、社会全体で考えていきます。

さらに、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者として、それぞれの地域で、誰もがその人らしく安心して、充実した生活が送れるような地域社会の実現をめざします。

このため本計画では、町民一人ひとりの健康づくりや家庭の幸福を社会で支える取り組みを町の財産として、継承していくとともに、町民すべてがずっと元気に暮らせ、まちおこしの主体として活躍してもらえるよう、その仕組みを本計画に位置付けるものです。

これらを踏まえ本町では、これまで進めてきた取り組みについて、その見直しや充実を図りながら継続していくこととし、「ともに助け合い・支え合い、みんなが笑顔で元気に暮らせる小野町」を前期計画に引き続き基本理念に掲げ、地域福祉に取り組みます。

▼基本理念

ともに助け合い・支え合い、
みんなが笑顔で元気に暮らせる 小野町

① 町民の役割

町民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけ、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心かけ、自治会への加入や地域活動への参加など主体的に地域福祉の活動に加わりましょう。

② 地域の役割

自治会や、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体など地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人々が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、町や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組みましょう。また、地域住民同士で集まる機会を持ち、地域の良いところを再認識するとともに、地域で困っていることや課題を共有し、解決に向けた検討を行いましょ。

さらに、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスが提供できるよう反映するほか、各サービス事業者が情報を共有しましょう。

③ 行政の役割

行政は、町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、町民、ボランティア・NPO団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

④ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として、計画推進にあたっては町民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

そのため、同時期に策定した地域福祉活動計画における施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

(2) 基本目標

本計画の基本理念である「ともに助け合い・支え合い、みんなが笑顔で元気に暮らせる 小野町」を実現するため、重点的に取り組むべき方向性を整理し、3つの基本目標を設定します。

基本目標1 みんなが健康でいきいきとしたまちづくり

ライフステージごとの健康づくりの課題は「乳幼児～学齢期」が基礎的な生活習慣の確立、「青壮年期～中年期」が健康維持・増進と生活習慣の改善、「高年期」では、高齢化が進む中で健康寿命を伸ばすことです。このため、各ライフステージに応じて母子保健、学校での健康診査・食育、40歳～74歳までの特定健康診査・保健指導、75歳以上の健康診査・保健指導など、町民一人ひとりの健康管理を促進する条件整備が必要です。また、コミュニティが希薄化する中で、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭の地域での孤立の問題や複雑・多様化する生活問題の解決など、町民の生活を元気にする社会条件の整備が求められています。

このため、これらの生活課題を解決する動機付けとなる取り組みを展開し「みんなが健康でいきいきとしたまちづくり」を進めます。

- 町民主体・地域全体で進める健康づくり→保健体制の整備
- ひとり暮らし高齢者や子育て家庭の地域での孤立解消→交流機会の整備
- 生活問題を抱えている町民の早期解決の促進→相談体制の整備

基本目標2 自分らしく生活を送ることができるまちづくり

近年、高齢化の進行や、障がいのある人、ひとり親世帯など、社会的な援護を必要とする人々を取り巻く課題は多様化しています。特にひとり親世帯では、経済的な支援に加え、子育てを支える取り組みも重要です。

今後も、必要な時に、その人の状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合して提供することが求められています。また、自分らしい生活のため、「自助・互助・共助・公助」の考え方を地域に根ざし、住民相互の支え合いにより暮らしやすさを向上し「自分らしく生活を送ることができるまちづくり」を進めます。

- 高齢者世帯や子ども・若者・子育て世帯が、生活上の困りごとや不安を抱えた時の対応→相談体制・支援体制の整備
- 生活困窮世帯が生活に困った時への対応→ニーズへの支援体制の整備
- 障がい者や介護認定高齢者への総合的な支援→マネジメント体制の整備
- 住民が主体となって地域課題に目を向けその対策活動→福祉ネットワークの整備

基本目標3 安心してずっと暮らせるまちづくり

住民が安心して暮らしていくために、まず、子どもの安全を確保する必要があるため、家庭・学校・地域が連携し、社会全体で支えていくことが求められています。また、若年層の町外流出等により核家族化が進む中で、ひとり暮らし高齢者や障がい者等の病気など緊急時への対応や判断能力が不十分な人への財産保全など、住み慣れた地域でずっと暮らせる条件整備がますます重要になっています。さらに、虐待の問題への対応も緊急の課題となっています。これら生活課題を解決するため、ひとり暮らし高齢者や障がい者等を地域で見守る取り組み、すなわちネットワークを整備し「安心してずっと暮らせるまちづくり」を進めます。

- 子どもの安全の確保→防犯・交通安全体制の整備
- ひとり暮らし高齢者や障がい者等の緊急時への対応→連絡ネットワークの整備
- 児童・高齢者・障がい者の虐待問題への対応→早期発見・支援体制の整備

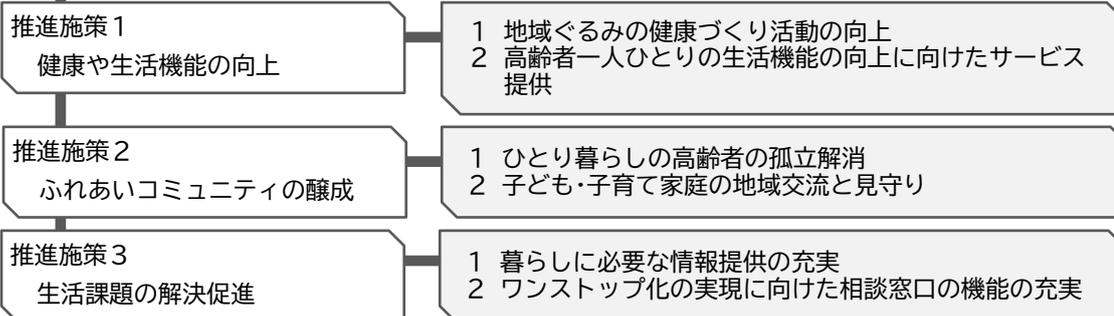
2 施策の体系図

《基本理念》

ともに助け合い・支え合い、みんなが笑顔で元気に暮らせる 小野町

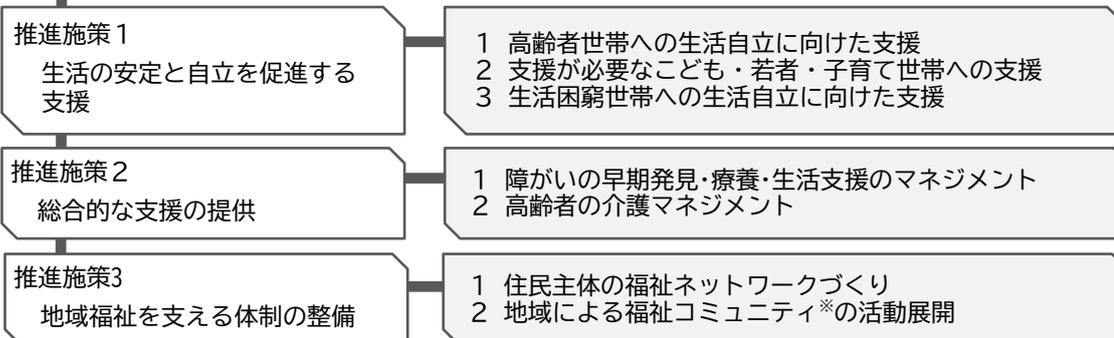
基本目標1 みんなが健康でいきいきとしたまちづくり

健康づくりや生活向上のきっかけづくり



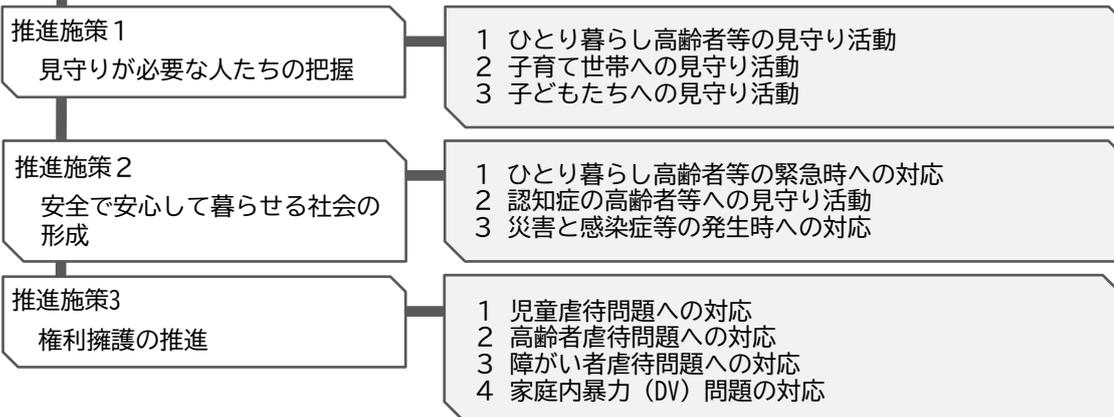
基本目標2 自分らしく生活を送ることができるまちづくり

「自助・互助・共助・公助」を地域に根ざし、自立に向けた援助



基本目標3 安心してずっと暮らせるまちづくり

安全・安心ネットワークの形成



第4章 地域福祉計画の施策展開

基本目標Ⅰ みんなが健康でいきいきとしたまちづくり

推進施策1 健康や生活機能の向上

取組1 地域ぐるみの健康づくり活動の向上

現状と課題

令和4年4月に「小野町みんな笑顔で健康づくり推進条例」を制定し、町、町民、地域団体、事業者等と協働による健康づくりを推進しています。

また、町民の健康づくり・健康増進を図るため、乳幼児期から高齢期までのライフステージ毎に健康づくり事業を行っています。

乳幼児期では、乳幼児健診や親子ふれあい教室、歯科保健事業、発達支援教室など、子どもの健康づくり事業や母子保健事業を実施しています。成人期では、特定健康診査をはじめ、各種健（検）診や介護予防教室、運動教室を実施しています。

今後は、町民主体・地域全体で進める健康づくりが必要です。また、子どもの肥満率やむし歯の保有率が高く、成人期では生活習慣病が健康課題となっており、町民一人ひとりの乳幼児期からの食生活をはじめとする健康的な生活の習慣化も必要となっています。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①食事、運動、睡眠、歯の健康等の健康的な生活を習慣化しましょう。 ②生活習慣病の予防と早期発見・治療するため、健康診査や検診を受診しましょう。 ③家族に健康診査を受けるよう勧めましょう。 ④病気を早めに治療しましょう。
近隣や地域	①食生活ボランティア※が栄養教室を開催し、食育を行いましょう。 ②近所や友人と共に健康診査への受診や健康教室等に受講しましょう。 ③医療機関、検査機関等が健康管理を支援しましょう。 ④事業主は従業員の健康診査や検診を受診する機会をつくりましょう。

町の取り組み

すべての町民がいきいきと暮らせるよう「自分の健康は自分で守る」を基本に、健康診査の受診率向上や事後指導体制の充実を図るとともに、地域全体の健康意識を高める取り組みを促進します。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
歯科保健事業	健康福祉課
各種健（検）診	健康福祉課
介護予防教室	健康福祉課
運動教室	健康福祉課

取組2 高齢者一人ひとりの生活機能の向上に向けたサービス提供

現状と課題

高齢者が要支援・要介護状態になることを防ぐため、基本チェックリストにより生活や健康状態を把握し、必要に応じて保健師、管理栄養士による相談や訪問を行っています。また、「ヘルスアップ運動教室」などの介護予防教室を開催しています。

今後は、介護予防・日常生活支援総合事業に関する効果的な事業の拡充が必要です。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①要支援認定者は要介護状態にならないよう、介護予防事業を受けましょう。 ②介護予防事業対象者は介護予防教室等に参加し、生活機能を向上しましょう。
近隣や地域	①老人クラブは健康増進に関する活動、地域の交流を行います。 ②老人クラブや自主的な活動について、高齢者の生きがい・健康づくりの支援をしましょう。

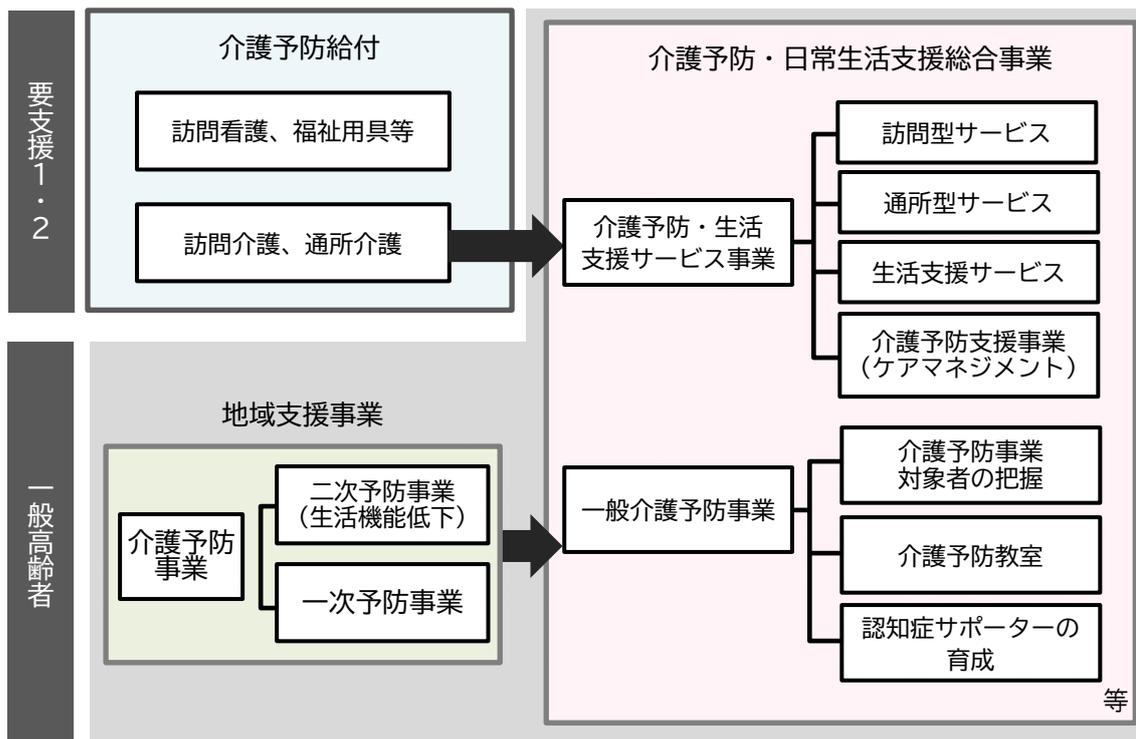
町の取り組み

本町では2016（平成28）年1月から「小野町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に基づき、要支援認定者へ従来の介護予防給付として提供されていた「訪問介護」と「通所介護」を同事業に移行しました。また、一般高齢者の介護予防事業対象者の把握と介護予防教室などについても、同事業へ移行しました。

今後の事業展開については、日常生活支援として実施している有償ボランティア「ささえ愛」事業、「町のタクシー助成事業」の充実・拡大を図ります。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
ヘルスアップ運動教室事業	健康福祉課
タクシー利用料金助成事業	企画政策課
有償ボランティア「ささえ愛」事業	社会福祉協議会

図 介護予防・日常生活支援総合事業



推進施策2 ふれあいコミュニティの醸成

取組1 ひとり暮らしの高齢者の孤立解消

現状と課題

社会福祉協議会では、高齢者の健康づくりや介護予防、孤立解消を図るため、「おのまちふれあいあったかサロン事業」を実施しています。各団体が健康づくりや介護予防活動、趣味活動などを行うにあたり、活動費を助成しています。

また、高齢者の社会参加を促進するため、事業への参加にポイントを付与し、集めたポイント数に応じて商品券や健康グッズ等と交換できる「元気が〜いポイント事業」を実施しています。

今後は、地域コミュニティが希薄化する中で、高齢者だけでなく、地域の方が広く参加できる取り組みが必要です。

各主体の役割

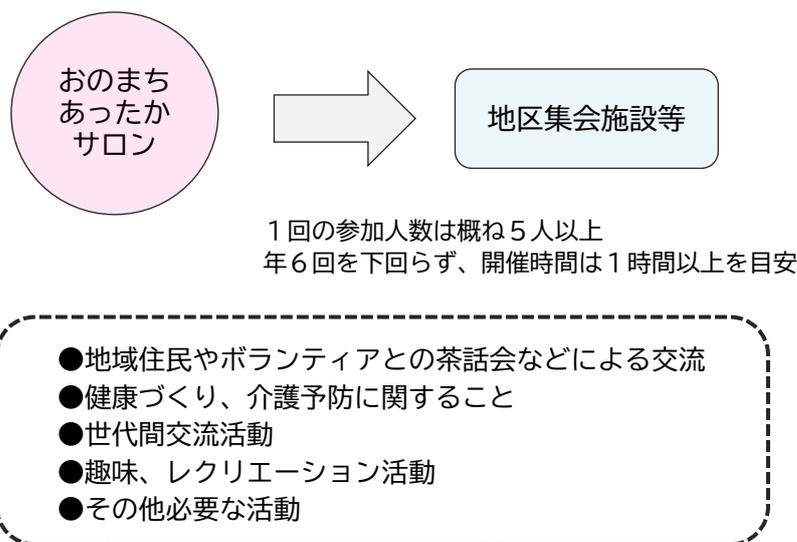
役割主体	役割の内容
個人や家族	①地域の中で孤立することがないように、サロンに参加し交流を深めましょう。
近隣や地域	①社会福祉協議会は事業未開催地区等に説明会を開催し、サロン事業を普及させましょう。 ②「おのまちあったかサロン事業」の対象者は、65歳以上の高齢者だけでなく、地域の方々が参加し趣味などを一緒に楽しみましょう。

町の取り組み

本町では、「おのまちふれあいあったかサロン事業」拡充に向け、社会福祉協議会と連携します。また、「元気が〜いポイント事業」の継続により、社会参加を促進します。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
おのまちあったかサロン事業	社会福祉協議会
元気が〜いポイント事業	社会福祉協議会

図 おのまちあったかサロン



取組2 子ども・子育て家庭の地域交流と見守り

現状と課題

本町では、子育て中の親の不安解消と孤立を防ぎ、子育ての情報交換と見守りを図るため、様々な「相談事業」や親子と地域の方との「交流事業」を行っています。2025（令和7）年4月には小野町児童館「キラッと☆おの」が開館し、自由来館やこども食堂、放課後児童クラブ、一時預かり事業を実施しており、多くの親子や児童生徒が利用しています。放課後児童クラブでは、多くの児童が登録しており、就労保護者の支援にもつながっています。一時預かり事業では、保護者の育児に対する負担軽減やリフレッシュなどに対応しています。

また、保健師による「乳児家庭全戸訪問事業」や「産前・産後サポート事業」を行い妊娠から出産・子育ての切れ目ない支援に努めています。

今後も、子育て家庭に対して、包括的な相談支援ができる体制整備や児童館利用児の年齢に合わせた活動の場の提供、児童クラブ支援員の確保等を行うとともに、地域全体による見守り支援が必要です。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①ひとりで悩まず、こども家庭センター※（子育て支援課）に相談しましょう。 ②子育て中の保護者は交流事業に参加し、リフレッシュしましょう。
近隣や地域	①行政区で声を掛け子育て家庭を見守りましょう。 ②子育てグループ等に参加し、子育てを応援しながら子どもたちの成長を楽しみましょう。

町の取り組み

今後も「子育て支援交流事業」や「子育て不安に対する相談事業」等を推進します。

また、地域子育て支援の拠点として、こども家庭センター（子育て支援課）の充実を図り、包括的な相談支援体制を構築するとともに、認定こども園[※]等の幼児施設や児童館、地域の子育て支援グループなど、関係機関が連携し地域全体で子ども・子育ての見守りと支援を推進します。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
見守り活動（民生委員・児童委員）	健康福祉課
見守り活動（放課後子ども教室サポーター）	教育課
乳児家庭全戸訪問事業	子育て支援課
利用者支援事業	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課
児童館事業	子育て支援課
児童クラブ事業	子育て支援課
一時預かり事業	子育て支援課
こども誰でも通園制度	子育て支援課

推進施策3 生活課題の解決促進

取組1 暮らしに必要な情報提供の充実

現状と課題

暮らしに必要な情報については、「広報紙」や「町公式ウェブサイト」に掲載しています。また、就学前の子どもをもつ家庭に対しては、保健師の訪問活動による「子育て情報」の提供や「子育て応援ハンドブック」の配布、さらには「母子手帳アプリ」を使用し、妊娠・子育て期の全世帯に、町からのお知らせや子育てに役立つ情報を発信しています。

障がい者に対しては、手帳交付時に福祉サービス等の概要をまとめた「障がい福祉サービスのしおり」を、生活困窮の相談者に対しては、「生活保護のしおり」を配付し説明しています。

生活困窮や障がい福祉ニーズは複雑・多様化しているため、暮らしに必要な各種情報や制度の周知を図るとともに、視覚や聴覚に障がいがある方にもしっかりと伝わるよう情報発信の工夫が必要です。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①パソコンやスマートフォン等でインターネットを活用しましょう。 ②広報やパンフレットを活用しましょう。
近隣や地域	①回覧を通じて地域の情報を共有しましょう。 ②民生委員・児童委員が訪問し、必要な情報を提供しましょう。 ③保健師が訪問し、子育て情報を提供しましょう。

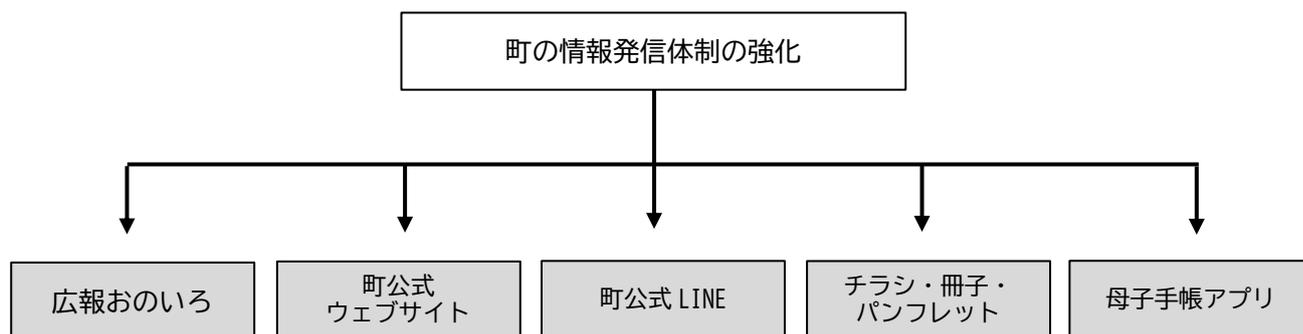
町の取り組み

今後も、広報紙や町公式ウェブサイト、町公式LINE等を通して分かりやすい内容を心掛けながら、暮らしに必要な情報の提供に努め、町公式ウェブサイトは「くらし」のページの情報更新を適時・適切に行います。また、「子育て応援ハンドブック」や「母子手帳アプリ」を活用し、子育てに必要な情報の発信をはじめ、必要に応じて学習の場を提供します。

さらに、高齢化が進む中で、認知症への理解の拡大や早期対応のため、「認知症ケアパス※」の普及を図ります。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
広報紙、町公式ウェブサイト、町公式LINE等による周知	健康福祉課、子育て支援課

図 暮らしに必要な情報の提供



取組2 ワンストップ化の実現に向けた相談窓口の機能の充実

現状と課題

福祉に関する諸問題の相談窓口は町や関係機関において分野毎に設置しており、役場には行政サービス相談、地域包括支援センター※には介護相談、社会福祉協議会には困りごとやボランティアの相談窓口があります。また、相談支援事業所※では、障がい者やその家庭に対しての計画相談支援の窓口となっています。

今後は、新庁舎整備に併せ、包括的な支援体制の実現に向けた相談体制の整備が必要です。

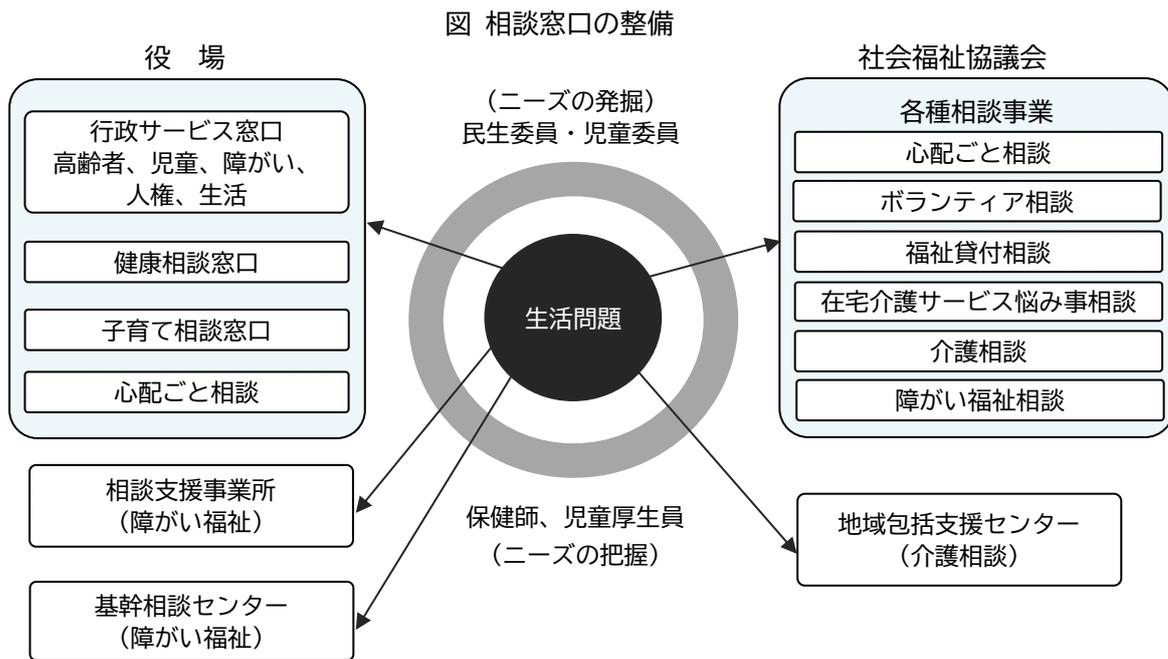
各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①悩みやわからない事は、遠慮せず役場や社会福祉協議会へ相談しましょう。
近隣や地域	①福祉サービス等の利用希望者がいれば、地区担当の民生委員・児童委員につなげましょう。 ②社会福祉協議会は、各種相談事業の充実を図りましょう。

町の取り組み

住民の複雑・多様化するニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に実施する重層的支援体制の整備が必要です。また、要支援者が地域の中で孤立することがないように、民生委員・児童児童委員の訪問活動や関係機関との連携を強化します。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
重層的支援体制整備事業	健康福祉課



基本目標Ⅱ 自分らしく生活を送ることができるまちづくり

推進施策1 生活の安定と自立を促進する支援

取組1 高齢者世帯への生活自立に向けた支援

現状と課題

地域で暮らす高齢者の誰もが生きがいを持って、安心して暮らし続けられるように、2025（令和7）年4月より日常生活での「ちょっとした困りごと」であるゴミ出し・電球交換などの生活支援サービスを行う有償のボランティア「ささえ愛」活動を開始しています。

各主体の役割

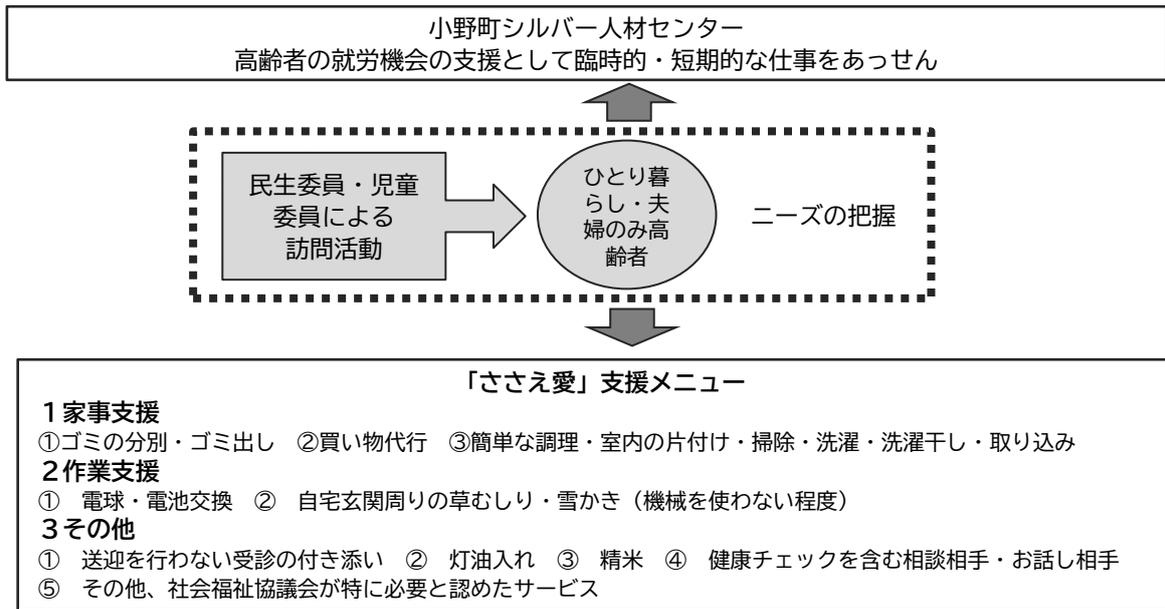
役割主体	役割の内容
個人や家族	①ひとり暮らしの高齢者等で、生活に困った時は、役場「健康福祉課」へ相談しましょう。
近隣や地域	①民生委員・児童委員が高齢者世帯へ訪問し支援につなげましょう。 ②シルバー人材センターは登録者を拡大し、地域住民の多様なニーズに対応しましょう。

町の取り組み

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が生活に困らないよう、民生委員・児童委員の訪問や、地域包括支援センターにおける相談事業を通して、有償ボランティア「ささえ愛」や「シルバー人材センター」につなぎ、支援を行います。また、支援を行うボランティアの養成講座を実施します。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
有償ボランティア「ささえ愛」事業（再掲）	社会福祉協議会

図 高齢者世帯への支援



取組2 支援が必要なこども・若者・子育て世帯への支援

現状と課題

本町では、子育て世帯における経済的支援を実施するとともに、ひとり親家庭や、子どもの成長に支援が必要な家庭、子育てに不安を抱える家庭等に対して、相談支援などの取り組みを行ってきました。

また、近年では、いじめや貧困、ヤングケアラー、不登校、ひきこもり、障がい、医療的ケアを必要とするこども、外国籍のこどもなど、こども・若者を取り巻く課題が多様化・複雑化しています。こうした複雑な課題に対応するためには、一人ひとりのこども・若者の困難や悩みに寄り添い、切れ目なく支援を行うことができる体制の整備が不可欠です。

今後は、支援を要するこども・若者および子育て家庭に対し、それぞれの状況やニーズに応じた支援を提供できるよう、関係機関が連携して取り組むことが求められます。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①困った時は、民生委員・児童委員やこども家庭センター（子育て支援課）、役場へ相談しましょう。 ②保健師が赤ちゃん訪問した際に相談しましょう。
近隣や地域	①近所で子育て世帯の話し相手になり、子育てを地域で見守りましょう。 ②子育てに不安の強い人や困った人がいたらこども家庭センター（子育て支援課）等へ相談することを勧めましょう。 ③養育支援訪問員※は子育てに不安のある家庭を訪問しましょう。 ④支援が必要と感じた人を発見した場合は、相談窓口につなぎましょう。

町の取り組み

ひとり親世帯や経済的な支援、病気や発達障害等の特に支援が必要な世帯には、地域における関係機関と連携のもと、安心して子育てができて子どもが健やかに育つよう、必要な支援を推進します。

また、さまざまな困難を抱える子ども・若者に対しても、関係機関が連携し、切れ目のない支援を進めます。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
特別児童扶養手当	健康福祉課
予防接種費用助成	健康福祉課
就学支援事業	教育課
養育支援訪問事業	子育て支援課
利用者支援事業（こども家庭センター型）	子育て支援課
利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	子育て支援課
妊産婦健康診査事業	子育て支援課
すこやか出産妊産婦医療費助成事業	子育て支援課
妊婦のための支援給付金事業	子育て支援課
笑顔とがんばり子育て応援金	子育て支援課
育児世帯支援給付金	子育て支援課
小中学校入学祝い金	子育て支援課
すくすく発達教室	子育て支援課
子どもの相談室	子育て支援課
5歳児健診（相談事業）	子育て支援課
児童手当	子育て支援課
子どもの医療費助成	子育て支援課
児童扶養手当	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成	子育て支援課
多子世帯保育料軽減（保育料の減免）	子育て支援課
多子世帯学校給食費負担軽減助成	教育課

取組3 生活困窮世帯への生活自立に向けた支援

現状と課題

生活保護は、病気やケガなど様々な理由で生活に困っている世帯に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日でも早く自分の力で生活できるように経済的援助を行う制度です。

また、福島県社会福祉協議会「生活自立サポートセンター」では、複雑・多様化する困りごとの相談支援として、自立相談支援、家計改善支援等を行っています。

社会福祉協議会では、高齢者や障がい者の金銭管理などを行う「あんしんサポート事業※」や、緊急的に食料品の提供が必要な世帯に対し、無償で食料品を提供する「フードバンク」を行っています。

今後も、生活困窮世帯への相談支援の強化と自立促進が必要です。

表 生活保護受給世帯

区 分	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)
生活保護受給世帯	61	66	62

資料：健康福祉課

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①生活に困った時は、役場「健康福祉課」や社会福祉協議会へ相談しましょう。
近隣や地域	①民生委員・児童委員が生活困窮世帯へ訪問し、相談を受けましょう。 ②困っている人がいたら、民生委員・児童委員へつなげましょう。 ③社会福祉協議会では福祉資金の貸付や「あんしんサポート事業」を実施しています。

町の取り組み

生活困窮世帯への相談・支援については、社会福祉協議会や関係機関と連携し、各種貸付制度の周知や就労相談、生活保護等の支援を図っていきます。

また、民生委員・児童委員と連携し要支援者の把握に努めるとともに、要支援者に対しては、必要に応じて生活自立サポートセンターにつなげ、問題解決に向けた支援を行います。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
あんしんサポート事業	社会福祉協議会
生活保護制度	健康福祉課・県中保健福祉事務所

推進施策2 総合的な支援の提供

取組1 障がいの早期発見・療養・生活支援のマネジメント

現状と課題

乳幼児健康診査の結果等から、医療・療育の必要な子どもたちの相談を支援するため、健診後の「健康相談」や「こころの相談」、「児童発達支援事業^{*}」など継続した支援を行っています。町内の幼児施設や小中学校でも、「相談」や「発達支援事業」を周知するとともに、巡回相談や発達検査・教育相談による支援など関係機関が連携して継続した支援を行っています。特別支援学校^{*}卒業見込み者の就労移行に向けては、学校、町、相談支援事業所、本人やその保護者の協議の場を確保できるよう努めています。相談支援事業所では、障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、「サービス等利用計画」の作成を行っています。

今後も、障がい者への一貫した支援体制の強化が必要です。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①保護者が子どもに関わる障がいを理解し、継続した発達観察を行いながら、専門的な支援を受けましょう。
近隣や地域	①地域で障がい児を抱える家庭が交流できるよう、自主子育てグループを組織しましょう。

町の取り組み

- ① 就学前児童に対しては、乳幼児健康診査や乳幼児発達相談などを通して障がいの早期発見に努めます。また、集団生活の中で早期支援を進めるため、障がい児保育や児童発達支援事業につなげていきます。
- ② 幼児施設入園後、または、小・中学校入学後に、特別な支援を必要とする乳幼児または児童生徒に対し、「個別の支援計画」や「個別の指導計画」（保育や学習についての指導計画）も作成しています。
- ③ 特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童生徒に、早期に適切かつ効果的・効率的な指導を推進するため、特別支援教育推進連絡協議会を設置し、関係者が連携し支援します。また、放課後等デイサービスの利用等へつなげます。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
発達支援事業	子育て支援課、健康福祉課
健康相談、こころの相談	健康福祉課
県立たむら支援学校高等部通学支援	健康福祉課
障がい相談支援	相談支援事業所（社会福祉協議会）

取組2 高齢者の介護マネジメント

現状と課題

地域包括支援センターは、地域の高齢者などの見守り体制づくりや高齢者支援体制の強化のため、各種団体・多職種間の連携強化に努めています。

介護サービスの均質化やその技術、マネジメント機能を強化するため、介護支援専門員※を中心に「介護支援推進会議」を開催し、介護保険制度や事例の検討、専門家を招いた講演会を行うなど、介護支援専門員の資質の向上を図っています。

各主体の役割

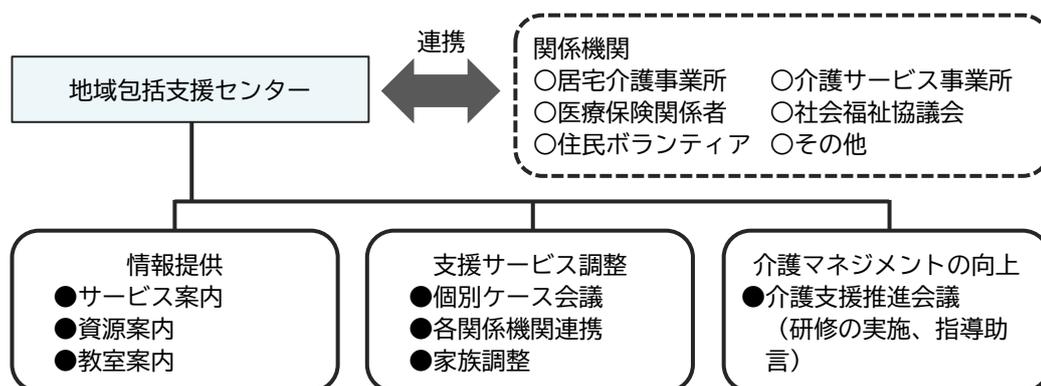
役割主体	役割の内容
個人や家族	①介護支援専門員と連携し、介護予防・介護給付サービスの利用を進めましょう。 ②介護に関する知識を修得しましょう。
近隣や地域	①介護支援専門員が介護家庭のニーズを把握しましょう。 ②近所で介護を行っている家庭の話し相手になり見守りましょう。 ③介護に不安の強い人・困った人がいたら役場や地域包括支援センター等へ相談することを勧めましょう。

町の取り組み

介護給付費の適正化と必要なサービスの提供を図るため、介護支援専門員が作成するケアプランの点検を行い、介護保険の健全な運営を推進します。また、「介護支援推進会議」にて専門職による研修会を開催し、「自立支援型地域ケア会議※」にて高齢者の自立に向けた検討会を行うことで、介護支援専門員の資質向上を図ります。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
ケアマネジメント事業	地域包括支援センター
介護支援推進会議、自立支援型地域ケア会議	地域包括支援センター
ケアプラン点検	健康福祉課

図 介護マネジメントの体制



推進施策3 地域福祉を支える体制の整備

取組1 住民主体の福祉ネットワークづくり

現状と課題

民生児童委員協議会において、月に1回会議を開催し、町や社会福祉協議会、関係機関から福祉サービスの制度説明や、福祉相談の対応策等の独自研修を行っているほか、グループ協議を通して情報交換・意見交換を実施しています。

また、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所によって運営される事業所連絡会を月に1回開催し、地域における障がい福祉に関する課題を洗い出しています。今後は、小野町自立支援協議会へ地域課題に対する企画書を提出するため、課題解決に向けた方策について検討していきます。

表 民生委員・児童委員数

区 分	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)
民生委員・児童委員(人)	32	32	32
主任児童委員(人)	2	1	2

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①日常生活の範囲内で、住民主体の地域ネットワークの充実に協力しましょう。
近隣や地域	①地域の中で得られた困りごとやニーズがあれば、関係団体へ情報提供しましょう。 ②多様な団体と連携を深め、見守りなど地域における生活支援体制の充実に努めましょう。

町の取り組み

地域包括支援センターや相談支援事業所のほか、基幹相談支援センターや児童発達支援センター等の関係機関と、それぞれ連携を強化しながら、住民主体の福祉ネットワークづくりを推進します。

取組2 地域による福祉コミュニティの活動展開

現状と課題

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、令和7年4月に「小野町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」を制定し、町、町民、事業所等の役割を定めました。

今後は、条例の基本理念に基づき、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を促進する必要があります。

また、小野町自立支援協議会においては、地域福祉の課題解決に向けて検討・協議しているほか、町内の犯罪状況等についても情報交換を行っています。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①地域の会議などで、地域の交流や協働によって地域課題の抽出を行いましょう。 ②地域における見守りや生活支援、防災、防犯体制づくりに参加しましょう。
近隣や地域	①コミュニティ組織や行政区等との連携、福社会議を活用した地域課題の抽出を行いましょう。 ②地域における見守りや生活支援、防災、防犯体制づくりに取り組みましょう。

町の取り組み

誰もが地域で安心した暮らしを送るためには、日頃の見守りや福祉支援、防災・防犯体制の整備を進めることが不可欠です。

隣近所を気遣う意識の醸成や、地域での困りごとは地域で解決するといった「住民主体の仕組みづくり」に加え、地域の中でつながり助合える「福祉コミュニティ」の活動促進を図ります。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
見守り活動（民生委員・児童委員）（再掲）	健康福祉課
有償ボランティア「ささえ愛」事業（再掲）	社会福祉協議会

基本目標Ⅲ 安心してずっと暮らせるまちづくり

推進施策1 見守りが必要な人たちの把握

取組1 ひとり暮らし高齢者等の見守り活動

現状と課題

行政区単位の民生委員・児童委員により、ひとり暮らし高齢者等への訪問活動を行っています。

今後も民生委員・児童委員や関係機関と連携を図りながら、地域における潜在的な生活困窮やひきこもりなどの要支援者の把握に努め、誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①ひとり暮らしの高齢者等で、暮らしに不安のある人は役場「健康福祉課」へ相談しましょう。 ②地域で相談できる人を見つけましょう。
近隣や地域	①民生委員・児童委員がひとり暮らし高齢者等へ訪問し、要援護者※を把握し支援につなげましょう。 ②地域・団体・事業者などの活動や提供するサービス内容など、わかりやすく情報を提供しましょう。

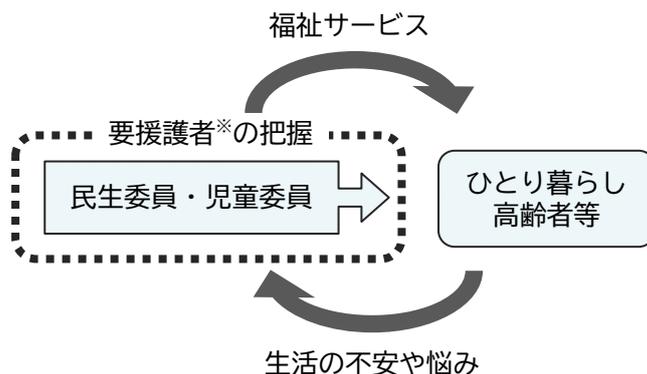
町の取り組み

要支援者を把握するため、今後も民生委員・児童委員による訪問活動を進めていきます。

また、要支援者に対しては、社会的自立に向け、必要とする支援につなげていきます。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
緊急通報システム事業	健康福祉課
見守り活動（民生委員・児童委員）（再掲）	健康福祉課

図 民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等への訪問活動



取組2 子育て世帯への見守り活動

現状と課題

令和6年4月から、子ども・子育て支援に関する窓口は、総合的な支援対策を推進するため「こども家庭センター」を設けて支援体制を強化しました。子育て不安、生活困窮、保育、子どもの健全育成等、支援が必要な家庭を把握し、安心して子育てができ子どもが健やかに育つよう、必要な支援を推進します。

乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会として、保健師が生後3カ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育ての情報をお伝えしながら育児状況を把握しています。

また、児童委員や保育園、学校など関係機関と連携し、支援が必要な子育て家庭を把握し必要な支援を行い、地域の子ども子育ての相談窓口は、こども家庭センター（子育て支援課）と健康福祉課が行います。

今後も、子どもや子育てにおいて様々な支援が必要な家庭の把握、関係機関と連携した支援など、地域全体の取り組みが必要になります。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①子育てで困った時や不安は誰かに相談しましょう。 ②こども家庭センター（子育て支援課）に子育ての不安や悩みを相談しましょう。
近隣や地域	①近所で、子育て家庭の話し相手になり見守りましょう。 ②子育てに困っている人がいたら、こども家庭センター（子育て支援課）に相談することを勧めましょう。

町の取り組み

乳児のいる家庭には生後3カ月まで全家庭を訪問し、健康状態の確認や育児情報提供を行います。乳幼児健診や子育て教室等の事業や幼児教育施設や学校など、子どもや子育て世帯を見守る地域の関係機関と連携し、子育ての悩みや不安を共有しながら、適切なサービス提供につながるよう相談支援体制を整えます。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
乳児家庭全戸訪問事業	子育て支援課

取組3 子どもたちへの見守り活動

現状と課題

子どもたちの安全を確保するため、小学校では警察と連携し交通安全教室や防犯に関する授業を実施するとともに、地域では交通安全・防犯関係団体が連携し啓発活動を行っています。また、町内の小・中学校に対しスクールバスによる通学支援を行い、遠距離通学児童・生徒の登下校時の安全確保を図りましたが、「地域の子どもは地域で守る」の観点から、引き続き地域全体での見守り活動が必要です。また、防犯灯や防犯カメラの設置を行い犯罪の抑止効果を含め地域の防犯力向上を図ります。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①隣近所や地域でのコミュニティを深めましょう。 ②交通安全・防犯に関する知識を深めましょう。
近隣や地域	①子どもたちの登下校を地域で見守りましょう。 ②「ながら見守り活動」を行いましょう。 ③不審者などの情報を警察へ通報しましょう。 ④交通安全・防犯関係団体が連携し啓発活動を行いましょう。

町の取り組み

地域の中で、子どもたちが安全に暮らせるよう、警察と連携し交通安全・防犯教育を進めるとともに、交通安全・防犯関係団体による地域活動を支援します。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
交通安全、防犯	町民生活課・警察・ 交通安全協会・防犯協会

推進施策2 安全で安心して暮らせる社会の形成

取組1 ひとり暮らし高齢者等の緊急時への対応

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や障がい者が安心して地域で生活ができるよう、急病や災害等の緊急時において消防機関や近隣の支援者に通報し、迅速かつ適切な対応を図ることができる特殊電話（緊急通報システム）を貸与しています。

各主体の役割

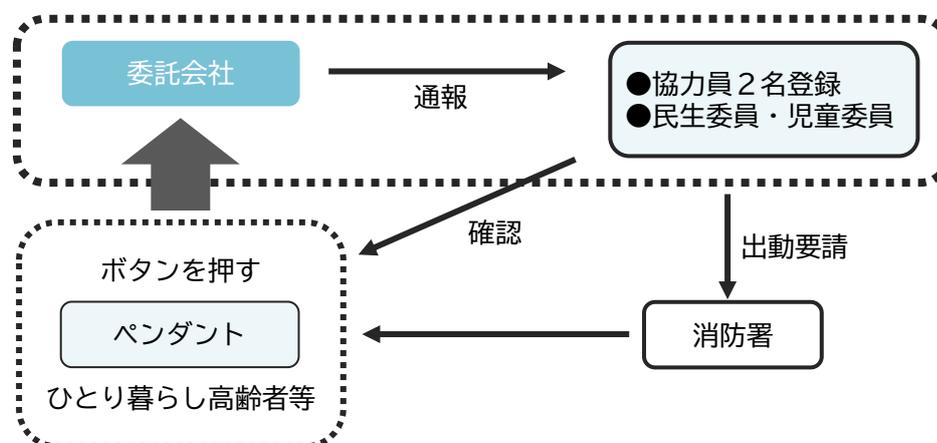
役割主体	役割の内容
個人や家族	①ひとり暮らし高齢者の方には家族で頻繁に連絡を取り合みましょう。
近隣や地域	①隣近所や行政区内の地域住民との親睦を深めながら、信頼関係を構築しましょう。

町の取り組み

ひとり暮らし高齢者等が増加する状況の中で、民生委員・児童委員による現況調査に基づき要支援者の把握に努めるとともに、協力員を確保し緊急通報システムの普及に取り組みます。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
緊急通報システム事業（再掲）	健康福祉課
避難行動要支援者名簿の活用	健康福祉課

図 緊急通報システム



取組2 認知症の高齢者等への見守り活動

現状と課題

地域包括支援センターでは、認知症の人とその家族、地域住民や専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを広げる「認知症カフェ」を定期的を開催しています。

徘徊する認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等を地域で見守るため、町内の新聞販売店や郵便局など不特定多数の世帯を訪問する機会が多い事業者と見守り協定を締結しています。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①隣近所や地域でのコミュニティを深めましょう。
近隣や地域	①近所で、話し相手になり見守りましょう。 ②行政区、民生委員・児童委員等が連携し、見守りを行いましょ。 ③老人クラブは友愛訪問活動を行いましょ。 ④新聞販売店や郵便局は見守りを行いましょ。

町の取り組み

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が地域の中で安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員による訪問活動を拡充するとともに、見守り協定を締結する事業者との連携を強化します。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
認知症カフェ	地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座・チームオレンジ（ボランティア）※	地域包括支援センター
避難行動要支援者名簿の活用（再掲）	健康福祉課
見守り活動（民生委員・児童委員）（再掲）	健康福祉課

取組3 災害と感染症等の発生時への対応

現状と課題

要介護認定3以上、身体障害者手帳保持者世帯等を対象に「避難行動要支援者名簿」への登録を促進しています。名簿情報は、地域の自主防災会（行政区）や民生委員・児童委員、警察、消防などと共有し、災害時の安否確認や避難支援などに活用しています。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①避難行動要支援者名簿へ登録しましょう。 ②家庭で防災体制を確立しましょう。 i 家具や家電製品などの転倒防止対策 ii 災害用伝言ダイヤル※171 等の体験 iii 食料等の3日分以上の備蓄 iv 住居の耐震性の確認と必要な補強等 v 家族の非常時の連絡方法の話合い vi 避難場所や安全な避難経路の確認 vii 消火器の設置場所、操作方法の確認等 ③感染症予防情報を把握し自分のできることを実施しましょう。
近隣や地域	①地域ごとに自主防災会を確立しましょう。 i 地域の危険性の把握 ii 高齢者・障がい者等の災害時要援護者の支援の確認 iii 地域住民への連絡系統の確認 iv 防災備蓄の点検(防災資機材、備蓄品) v 消防水利や施設の点検や確認 vi 危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検等 ②感染症の発生に応じた緊急事態宣言など感染症予防対策に協力しましょう。

町の取り組み

今後も、避難行動要支援者名簿を活用し、関係機関と連携しながら、災害時支援体制の確立を図っていきます。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
避難行動要支援者名簿の活用（再掲）	健康福祉課

推進施策3 権利擁護の推進

取組1 児童虐待問題への対応

現状と課題

児童虐待を早期発見・防止するため、子育て支援課を窓口に関係機関との連携体制を構築しています。関係機関は、小野町要保護児童対策地域協議会、幼児施設や学校、民生委員・児童委員、児童相談所*などと連携しています。

今後も、児童虐待に対して迅速かつ総合的な判断と対応が求められています。

各主体の役割

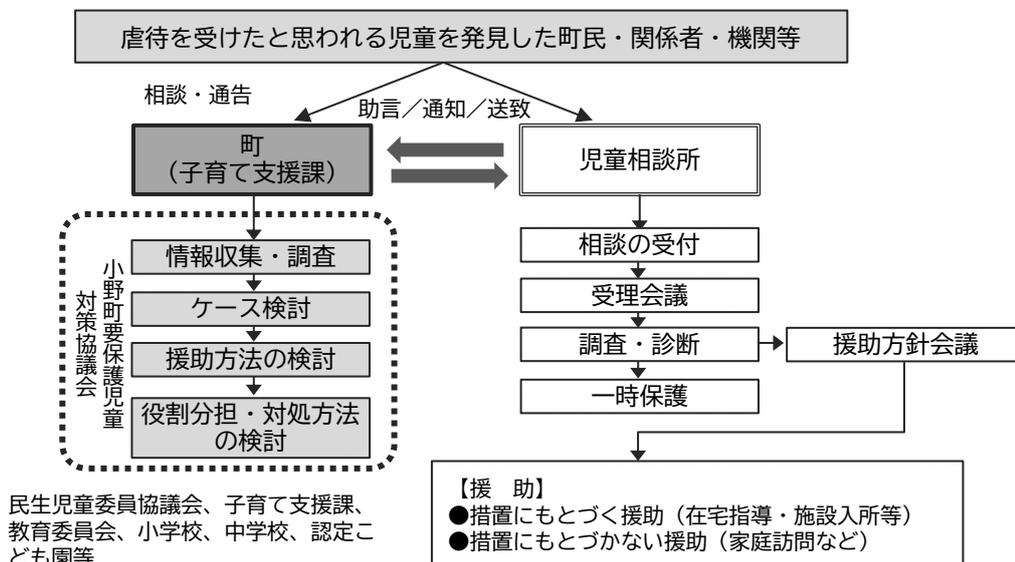
役割主体	役割の内容
個人や家族	①子育ての悩みは一人で抱えこまず相談しましょう。
近隣や地域	①子どもを見守り、地域全体で児童虐待の発見に努めましょう。 ②児童施設や医療機関は児童虐待の発見に努めましょう。 ③虐待・ネグレクト*、その疑いがあると思った時は役場または児童相談所へ通報しましょう。

町の取り組み

児童虐待の防止と早期発見のため、虐待を受けたと思われる児童の情報は、迅速に通報されるよう周知・啓発を行います。また、児童虐待問題へ迅速かつ総合的に対応するため、今後も情報の一元管理や小野町要保護児童対策地域協議会などとの連携を強化していきます。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
養育支援訪問事業	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会の強化	子育て支援課

図 児童虐待問題への対応



取組2 高齢者虐待問題への対応

現状と課題

高齢者虐待問題では、民生委員・児童委員等の「見守り活動」を通して、高齢者の虐待の早期発見に努めるとともに、町健康福祉課と地域包括支援センターで相談や通報を受付けています。また、問題解決のための関係者によるケース検討会を随時開催しているほか、極めて困難な事案については、福島県弁護士会・福島県社会福祉士会の高齢者虐待専門職チームと共同で問題の早期発見と解決を図っています。

各主体の役割

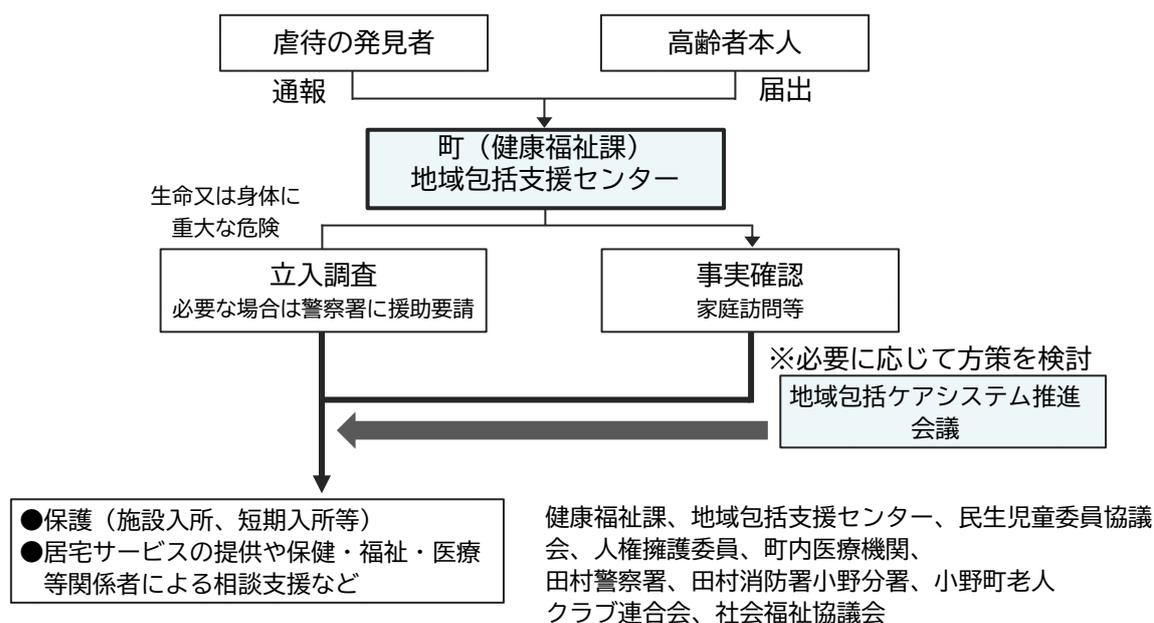
役割主体	役割の内容
個人や家族	①虐待を受けた高齢者は役場「健康福祉課」へ連絡しましょう。 ②虐待の悩みを抱えている人は役場「健康福祉課」へ連絡しましょう。
近隣や地域	①虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、役場「健康福祉課」へ通報しましょう。 ②介護サービス提供事業所や医療機関は、高齢者虐待の発見に努めましょう。

町の取り組み

高齢者虐待問題に対応するためには、健康福祉課を中心に今後も情報の一元管理やケース検討会の開催など、関係機関との連携体制を強化していきます。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
相談窓口や知識の普及、啓発	健康福祉課 地域包括支援センター

図 高齢者虐待問題への対応



取組3 障がい者虐待問題への対応

現状と課題

障がい者虐待問題では、健康福祉課が窓口となり、基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携して対応しています。

養護者による虐待の場合は、関係者による事実確認、訪問調査のほか、今後の対応方針等を協議し、対応しています。また、施設従事者等による虐待の場合は県と連携し対応しています。

今後も、迅速かつ総合的な判断と対応が求められています。

各主体の役割

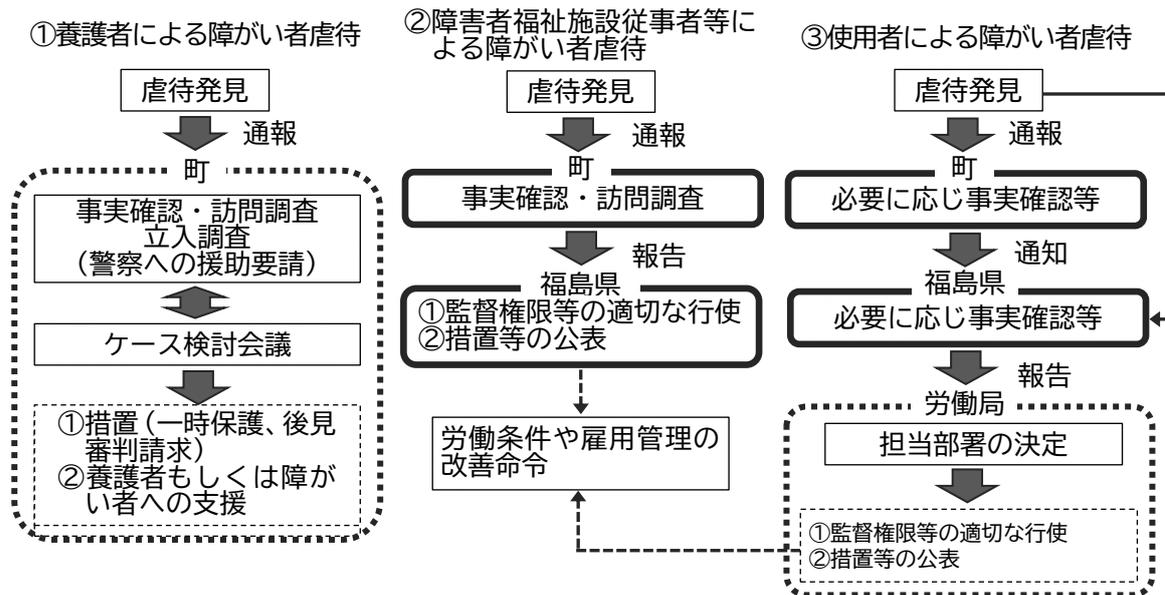
役割主体	役割の内容
個人や家族	①虐待を受けた障がい者は役場「健康福祉課」へ連絡しましょう。 ②虐待の悩みを抱えている人は役場「健康福祉課」へ連絡しましょう。
近隣や地域	①障がい者福祉施設や事業所は障がい者の虐待防止の施策を講じましょう。 ②虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合、役場「健康福祉課」へ通報しましょう。 ③障がい者福祉施設は支援に行き詰まった場合には、組織全体で問題を解決するとともに、必要に応じて外部の専門家にアドバイスを求めましょう。

町の取り組み

障がい者虐待問題に対応するためには、健康福祉課を中心に今後も情報の一元管理やケース検討会の開催など、関係機関との連携体制を強化していきます。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
相談窓口や知識の普及・啓発	健康福祉課

図 障がい者虐待問題への対応



取組4 家庭内暴力（DV）問題の対応

現状と課題

DV被害者からの相談は、町民生活課が窓口となり関係職員が連携して対応しています。また、DV被害者の保護や心身面におけるカウンセリングが必要な場合は県の配偶者暴力相談支援センターが支援を行っています。総合的かつ迅速な判断と対応が求められています。

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①DVの被害を受けた人は警察へ連絡しましょう。 ②DVに関する悩みを一人で抱えこまず、役場「町民生活課」または「配偶者暴力相談支援センター」へ連絡しましょう。
近隣や地域	①DVの被害を受けている人を発見した人は、役場「町民生活課」へ通報しましょう。 ②医療機関はDVの被害を受けたと思われる方を発見した場合、役場（町民生活課）へ通報しましょう。

町の取り組み

配偶者等からの暴力の防止と自立支援を含む適切な保護を図るため、関係部署及び関係機関が連携を強化し、情報を共有しながら対応します。また、DV被害の防止や被害にあった場合の早期対応を図るため、DV被害に関する相談窓口等の情報をお知らせしていきます。

主な関連事業・取り組み	関係課・関係機関
住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	町・警察・福島県・社会福祉協議会 など

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と趣旨

認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいがあること等により、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題です。

成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。

国では、こうした状況に鑑み、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、成年後見制度の利用促進に係る取り組みが推進されています。

本町においても、認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいがあること等により、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うためには、権利擁護支援が一層重要となることから、「小野町第1期成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する成年後見制度利用促進基本計画として策定します。

また、本町におけるまちづくりの最上位計画である「小野町総合計画」及び、福祉分野の上位計画である「小野町第3期地域福祉計画」、そのほか福祉分野における関連計画との連携を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、「小野町第3期地域福祉計画」に準じ、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。策定後は計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 成年後見制度利用促進基本計画に関する制度の主な内容

(1) 成年後見制度の概要

「成年後見制度」は、財産の管理、サービスの利用や施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議などを認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいなどの理由で、実施することが困難な方々が、不利益な契約や悪質商法などの被害に合わないよう保護し、支援する制度です。

成年後見制度は、「法定後見制度」「任意後見制度」の2種類に分かれます。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度 (本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある)	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び、財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う	①本人と任意後見人となる方との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について、任意後見人に代理権を与える内容の契約(任意後見契約)を締結 ⇒この契約は、公証人が作成する公正証書により締結することが必要 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方 ^{※1}
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等 ^{※2} の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

※1：本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をするには、本人の同意が必要。ただし、本人の意思を表示することができない場合は必要ない。

※2：後見監督人等は、任意後見制度における任意後見監督人及び、法定後見制度における後見監督人、補佐監督人、補助監督人。

(2) 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における「成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方」「成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」「優先して取り組む事項」は以下のとおりです。

■成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取り組みを進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

■成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
 - (4) 各種手続における後見事務の円滑化等
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

■優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

5 基本理念と目標

住み慣れた地域で最後まで暮らすために、町民一人ひとりの人権を尊重し、ともに認め合うことのできる地域を目指します。

自分らしい生活を送る上で、認知症・精神障がい・知的障がい等により意思決定を十分に主張することができない方の「権利擁護」や「意思決定支援」を行うため成年後見制度の利用を促進します。

6 具体的施策

現状と課題

少子高齢化による人口構造の変化や加速する人口減少に伴い、高齢者単独世帯の増加や地域コミュニティの希薄化が課題となっており、成年後見制度の利用を必要としながら申請に至らない認知症高齢者や精神障がい者、知的障がい者が多いと考えられます。

そのため、令和5年度から社会福祉協議会に権利擁護センターを委託し、利用促進に向けた取り組みを行っています。

成年後見制度の必要性は、今後ますます高まることが予測されます。このような現状と課題を解決するためにニーズの把握、広報、支援等体制整備が重要となります。

表 要支援・要介護認定者数、精神障がい・知的障がい者数、類型別利用者数

区 分	2025年（令和7年）
要支援・要介護認定者数	953人
精神障がい・知的障がい者数	136人
市町村長申立件数（後見・保佐・補助）（R7.10月現在）	3人（後見2人、保佐1人）

資料：健康福祉課

各主体の役割

役割主体	役割の内容
個人や家族	①権利擁護や成年後見制度について理解を深め、必要に応じて制度を活用します。
近隣や地域	①関係機関・団体が相互に連携し、成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護を受けることができるよう地域のネットワークづくりを図ります。

町の取り組み

<地域連携ネットワークの構築>

成年後見制度を必要とする方が、自分らしい生活を守るため制度利用ができるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

ネットワークの役割は次のとおりです。

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

地域連携ネットワークには、上記3つの役割を念頭に保健・医療・福祉に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」で構成されます。

チーム	協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う。
協議会	後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。
中核機関	専門職による専門的助言等の支援や確保や「協議会」の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関

地域連携ネットワーク構築のためには「中核機関」の整備・運営が重要となります。地域連携ネットワークおよび中核機関の具体的な機能と方針は次のとおりです。

広報啓発機能	広報啓発を行うことで、制度理解を深め権利擁護が必要な方の早期発見につなげます。
相談機能	権利擁護に関する支援が必要な場合に関係者の相談に応じ、ニーズの把握、情報の収集を行い、必要な体制整備の支援に取り組みます。
成年後見制度利用促進及び後見人支援機能	受任者調整、法人後見、市民後見人の育成を行います。

<成年後見制度の利用促進>

社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度や権利擁護支援についての周知を行うとともに、相談事業を通して利用の促進を図ります。

<助成制度に関する対応方針>

小野町成年後見制度利用支援事業実施要綱による適正な助成を行い、社会情勢に合わせて利用できるよう支援拡充を検討します。

第6章 計画の推進・管理

1 住民や地域との協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している住民全員であり、支え合い・助け合いのできる地域づくりには行政だけの取り組みではなく、住民との協働が不可欠です。地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する行政区やボランティア団体、事業者などの多様な担い手の活動が必要となります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉に取り組む多様な主体と、それぞれの役割を担いながら相互に連携を図っていきます。

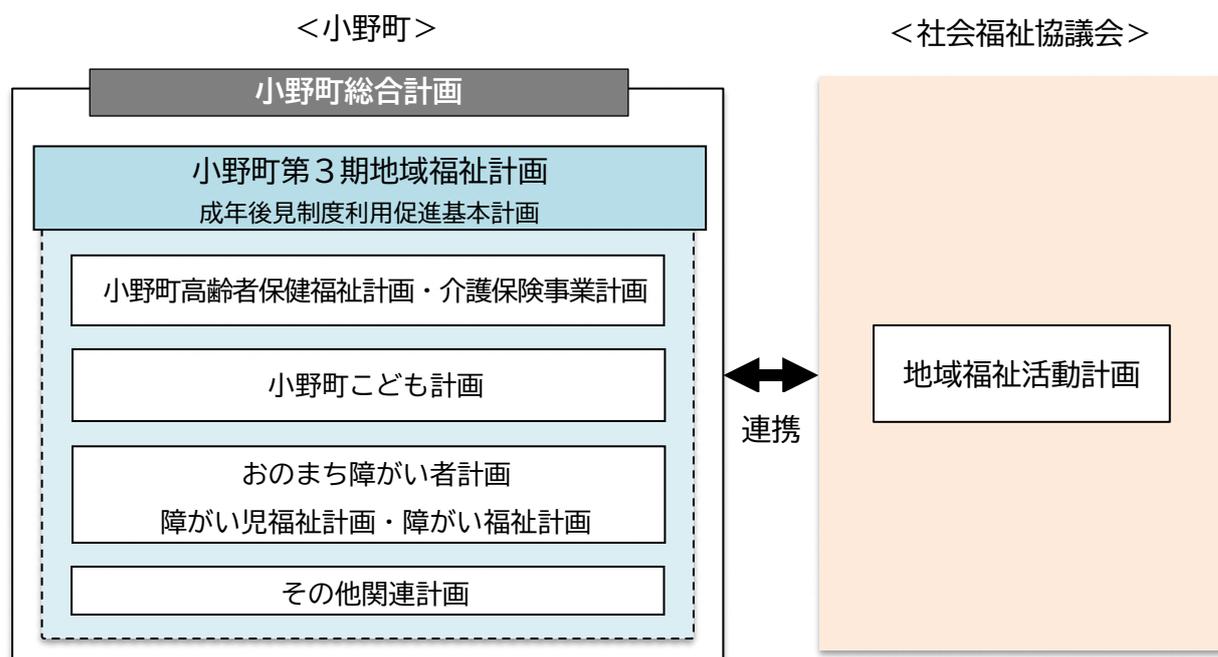
2 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域に密着しながら、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

2000（平成12）年には、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定された社会福祉法の改正により、その役割を担う中核的な団体として位置付けられました。2017（平成29）年の改正社会福祉法では、地域課題の解決力の強化が骨格として盛り込まれ、自治体と支援関係機関との連携が規定されました。

本計画の目的を達成するためには、住民の地域福祉活動への参加活動に加えて、町社会福祉協議会が計画の各分野で担う役割が大きいことから、本町では地域福祉の中核にいる町社会福祉協議会と相互に連携しながら、計画に沿って各施策を推進します。

図 地域福祉活動計画の施策体制



3 計画の周知・普及

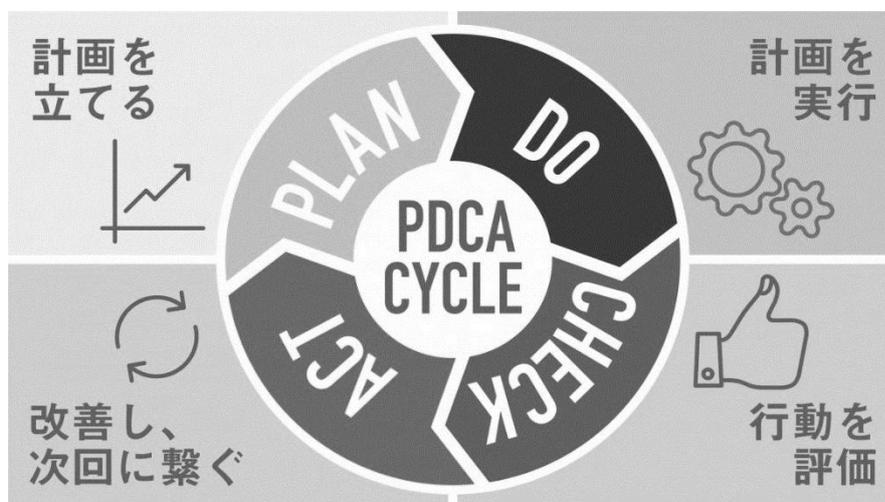
地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、住民をはじめ町社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を住民や支援に関わる関係機関に広く周知し、普及に努めます。

4 計画の進行管理、点検・見直し

本計画に掲げた各施策や事業は、住民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することも考えられます。

そのため、「小野町地域福祉推進協議会」において、年度ごとに事業の利用実績の推移や効果、効率性など、計画の進行管理を行い、点検していく必要があります。そうした評価をもとにPDCAサイクル※に基づく事業の見直しを行い、よりよい地域福祉の実現に向けた施策・事業の実施を図ります。



資料編

1 地域福祉推進協議会委員名簿

設置要綱第3条 第2項による区分	氏 名	役 職 等
福祉団体に 関係する者	橋本 智子	特別養護老人ホーム こまち荘 施設長
福祉団体に 関係する者	村上 昌子	小野町日赤奉仕団 すみれ会 委員長
福祉団体に 関係する者	山口 八重子	NPO法人ほっと こまち作業所 所長
福祉団体に 関係する者	吉田 昭	小野町民生児童委員 協議会 会長
地域協議会 に所属する者	吉田 浩祥	小野町社会福祉協議会 事務局長
地域協議会 に所属する者	上遠野 芳勝	小野町子ども・子育て 会議 会長
地域協議会 に所属する者	草野 利吉	小野町老人クラブ連合会 会長
地域協議会 に所属する者	先崎 文男	小野町行政区長会 会長

2 用語の解説

あ 行

あんしんサポート事業

認知症高齢者、知的・精神障がい者など判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを社会福祉協議会で生活支援員を派遣し行います。

か 行

介護支援専門員

介護支援専門員は、介護保険制度でサービス計画（ケアプラン）の作成・管理をはじめ、サービス事業者や介護施設との連絡調整などを行う専門職です。

健康寿命

2000（平成12）年にWHO（世界保健機関）が健康寿命を提唱して以来、寿命を伸ばすだけでなく、いかに健康に生活できる期間を伸ばすかが重要になっています。健康寿命は「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されています。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「健康ではない期間」を意味します。

こども家庭センター

本町では、子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育てに関する、切れ目ない支援を行うため、健康、福祉、教育、保育など子育て支援に関する一連の窓口として各事業を行っています。

コミュニティ

村落や地域など、地域性と共同性という二つの要件を中心に構成されている社会のことです。特に地縁によって自然発生的に成立した基礎社会をいう。住民は同一の地域に居住して共通の社会観念、生活様式、伝統をもち、強い共同体意識がみられる。地域社会ともいいます。

さ 行

災害用伝言ダイヤル

大地震などの災害が発生し、被災地への通信が急増して電話がつながりにくくなった場合にNTTが提供する安否確認サービスです。局番なしの「171」に電話をかけ、自分や相手の電話番号を入力することで、被災者が伝言を残したり、家族や知人がその伝言を聞くことができます。

児童相談所

この施設は児童福祉法にもとづく児童の生活に関する指導、相談を行う施設です。さまざまな問題の相談、児童・家庭についての診断・調査、それにもとづく指導のほか、一時保護、巡回相談、児童福祉施設や里親、職親へのあっせんなども行っています。

児童発達支援事業

この事業は障害者総合支援法にもとづく「障害児通所支援事業」のひとつです。就学前児童を対象に日常生活の基本的な動作の習得や集団生活に適應するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画にもとづいて提供します。

社会福祉法

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的としています。

障害者総合支援法

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法、その他障がい者及び障がい児の福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業※その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

食生活ボランティア

食生活ボランティアは、食を通じた健康づくりのボランティアです。

相談支援事業所

障害者総合支援法※にもとづき「特定相談支援事業」「一般相談支援事業」「障害児相談支援事業」を行う事業所をいいます。

た 行

ダブルケア

子育てと親の介護を同時に行っている状態のことです。

地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現を検討する組織です。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、地域の保健医療関連機関・団体が参加します。

地域包括ケアシステムは地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。

地域生活支援事業

この事業は障害者自立支援法にもとづき、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、町の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスの提供をし、安心した日常生活が送れるよう支援します。

地域包括支援センター

このセンターは、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されます。ここでは介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を実施しています。

チームオレンジ

近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組みです。

特別支援学校

この学校は、学校教育法にもとづき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置されます。

従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がいにとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、平成18年の学校教育法の改正により創設されました。

な 行

認知症ケアパス

認知症への理解の拡大や早期対応のため、認知症の生活機能障害の進行にあわせて、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を示す情報のことをいいます。

認定こども園

認定こども園は、幼児期の教育と保育を一体的に実施する施設です。平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の教育・保育を給付により提供することになり、サービスを受ける際には認定が必要になりました。

この施設では、3歳未満の保育給付と3歳以上の教育・保育給付を行います。

ネグレクト

乳幼児、高齢者、障がい者を養育すべき者が、食事や衣服等の世話を怠り、放置することをいいます。

は 行

8050（ハチマルゴーマル）問題

高齢の親が、中高年のひきこもりの子どもを経済的・精神的に支え続ける社会問題のことです。

ひきこもり

学校や仕事等の社会的参加を避け、家庭にとどまり続けている状態のことです。（他者と交わらない形での外出をしている場合も含まれます。）

P D C A サイクル

継続的な業務改善を推進する手法の頭文字をとったもので、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4プロセスで構成されています。

福祉コミュニティ

地域住民の福祉の確保・向上を目的として作られた地域共同体。地域福祉の最終目標といわれており、住民参加による公私協働によって推進し、地域組織化へと発展させています。

ま 行

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員です。

や 行

ヤングケアラー

本来大人が担うべき家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

要援護者

ここでは、生活に困っているなど助け守ることが必要な人をさします。

養育支援訪問員

養育支援訪問員は子育て支援活動を行うボランティアです。



小野町第3期地域福祉計画
2026年度～2030年度
(令和8年度～令和12年度)

発行日 2026(令和8)年3月

発行者 福島県小野町健康福祉課

住 所 〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 92

T E L 0247-72-6934 F A X 0247-72-3121

ホームページ URL www.town.ono.fukushima.jp/

